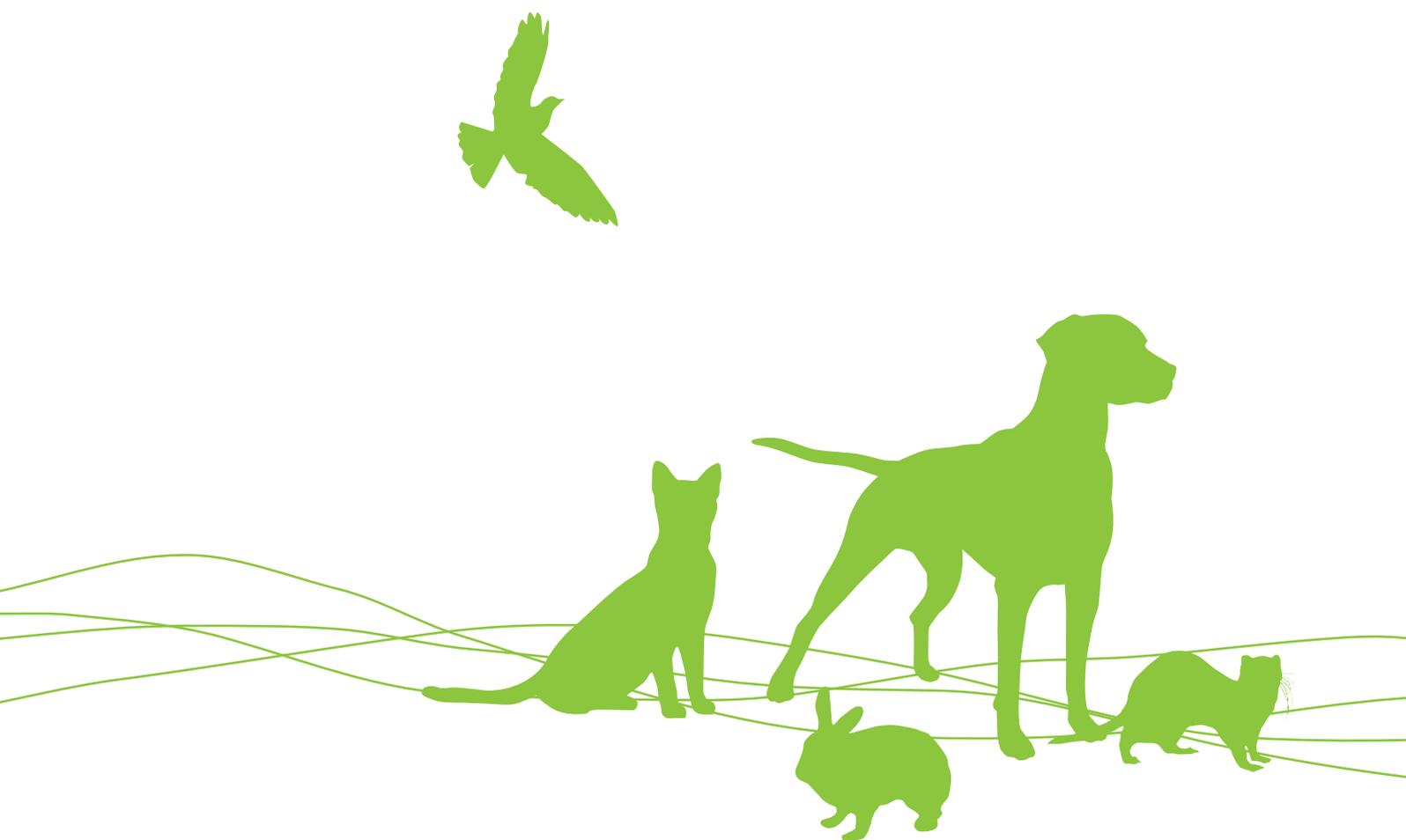


2011

DISCLOSURE

アニコム損害保険の現状



アニコム損害保険株式会社

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2011」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」及び「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

■ アニコムグループ経営理念



ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」を企業活動の根源にすえています。
命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。
私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

■ アニコムグループ経営方針

1 オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

2 マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創りだす、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3 ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。



contents

シンボルマーク



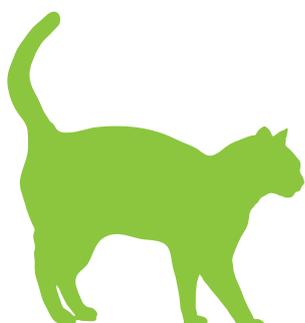
「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっば」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっば」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

**私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生みだす
保険会社を目指します。**

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜び飼い主はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じて、どうぶつがケガをしない、病気にならないための情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指して、グループをあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいります。



会社概要	2
沿革	3
トップメッセージ	4
代表的な経営指標	5
トピックス	9

I 経営について

1. アニコムグループの概要	12
2. 2010年度の事業概況	13
3. 内部統制システムの構築	15
4. コーポレート・ガバナンスの状況	17
コーポレート・ガバナンス体制	17
反社会的勢力の排除	19
5. コンプライアンス	20
コンプライアンス態勢	20
勧誘方針	21
利益相反管理基本方針	22
6. リスク管理	23
7. 個人情報の保護	26
8. 募集制度	29
9. 「お客様の声」への対応	31
10. 社会貢献活動	37

II 業務について

1. 保険のしくみ	42
2. 取扱商品	43
3. 約款	44
4. 保険金のお支払い	45
5. 各種サービス	49

III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	52
2. 会社の組織	54
3. 役員の状況	55
4. 従業員の状況等	57

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	60
2. 業務の状況を示す指標	61
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	70
2. リスク管理債権	76
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	76
4. ソルベンシー・マージン比率	77
5. 時価情報	79
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	80
損害保険用語の解説	81

会社概要

(2011年3月31日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2006年1月26日 (アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立)
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3777
資本金	4,350百万円
従業員数	212名
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

お客様からのお問い合わせ窓口（2011年7月1日現在）

■あんしんサービスセンター

0800-888-8256（携帯電話・PHSからは03-6810-2314）
受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091（携帯電話・PHSからは03-6810-2315）
受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

店舗所在地一覧（2011年7月1日現在）

■北海道支店

所在地 | 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西6-2 損保ジャパン札幌ビル7階
電話番号 | 011-232-2336

■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-4-1 広小路栄ビルディング8階
電話番号 | 052-218-6350

■近畿支店

所在地 | 〒540-8505 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル14階
電話番号 | 06-6943-7510

■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビルディング6階
電話番号 | 092-714-2285

沿革

(2011年3月31日現在)

2006年 1 月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年 1 月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年 4 月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年 1 月	ソニー損害保険株式会社において当社商品の販売開始 （同社と募集業務の代理及び事務の代行に関する契約を締結）
2009年 3 月	6億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年 3 月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 2億5,000万円増資し、資本金43億5,000万円に （資本準備金14億6,400万円）

トップメッセージ

平素より、当社業務につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災において被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社は、家族の一員であるどうぶつにも、人の健康保険制度のように、安心できる医療環境を提供していきたいという願いから、ペット保険専門の保険会社として2008年1月に営業を開始しました。

2010年度は、営業開始以来寄せられていた「保険を使える日数を増やしてほしい」「長生きしてほしいが、年齢制限で継続できなくなったら不安」「もっと補償の厚いプランがほしい」といったお客様のご要望にお応えするべく、年間20日間までとしていた入・通院の支払限度日数を無制限に拡大したうえで、ご継続の年齢制限を撤廃して終身可能とし、さらに保険金の支払割合について、従来の50%に加えて70%、90%をお客様に選択していただけるよう商品の改定を行いました。

また、2009年度に引き続き、金融機関代理店や企業内保険代理店との提携を進めるなど、ペット保険の普及を推進すべく、販売チャネルの拡充に注力してまいりました。

この結果、2011年3月末には、保有契約件数が34万件に達し、2010年度の正味収入保険料は108億円となりました。一方、保険金支払いについては、2010年10月から実施した上述の商品改定により、年間の限度日数を心配することなく、「ペットの健康保険」として身近にご利用いただいた結果、2010年度の保険金支払件数は100万件を超え、正味支払保険金は48億円となりました。この他、責任準備金の繰入れ、事業費等の経費を差し引いた結果、当期純利益は2億2,500万円となりました。

また、お客様より頂戴した「お客様の声」3,047件（2010年度）を日常的に把握・分析することで、お客様の利便性の向上や、各種の業務改善に努めております。2010年度は、当社ホームページの「マイページ（ご契約者専用ページ）」における保険金の支払手続きの進捗確認機能の追加をはじめ、契約申込書到着時や、保険金請求受付時及び支払手続き完了時のメール配信などのサービスを開始しました。

2011年度は、更なるサービスの向上をはかるとともに、蓄積した保険金支払データをもとにした予防情報等を積極的に提供することで、当社の経営方針である「『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社」を目指してまいります。引き続き、一層のご愛顧とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2011年7月

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長

小森 伸 昭



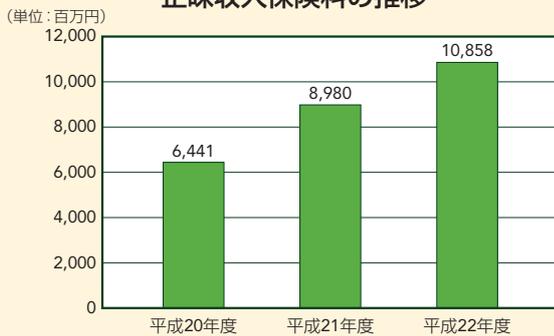
代表的な経営指標

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
正味収入保険料	6,441百万円	8,980百万円	10,858百万円
正味損害率	24.4%	45.5%	48.1%
正味事業費率	48.0%	40.3%	36.3%
コンバインド・レシオ	72.4%	85.8%	84.4%
保険引受利益	△1,949百万円	383百万円	395百万円
経常利益	△1,275百万円	183百万円	176百万円
当期純利益	△1,286百万円	124百万円	225百万円
ソルベンシー・マージン比率	633.3%	468.0%	482.8%
総資産額	7,955百万円	9,770百万円	11,306百万円
純資産額	3,689百万円	4,340百万円	4,561百万円
その他有価証券評価差額	△2百万円	24百万円	19百万円
不良債権の状況（リスク管理債権）	-	-	-

正味収入保険料（対前期比）

108億58百万円（120.9%）

正味収入保険料の推移



■正味収入保険料

ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。

当社では再保険契約がないため、全額がご契約者から受領した保険料となっています。

■関連する指標－保有契約件数

ペット保険の保有契約件数は、平成22年度末で34万件に達し、前期比約5万件のプラスとなりました。

保有契約件数の推移



■保有契約件数

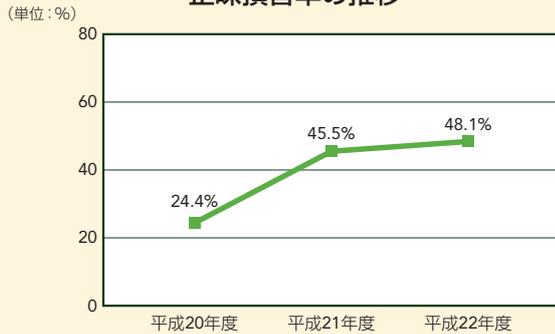
算出日時点で保険契約が有効に成立している契約の件数です。

代表的な経営指標

正味損害率

48.1%

正味損害率の推移



■正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費との合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。

正味事業費率

36.3%

正味事業費率の推移



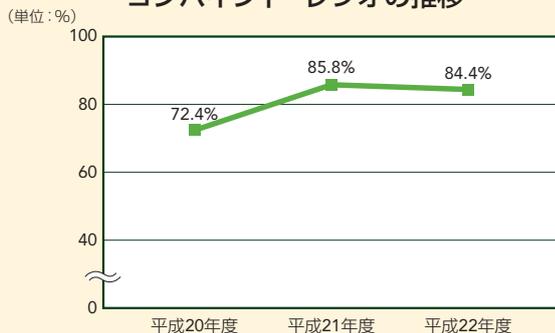
■正味事業費率

正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額及び諸手数料が含まれます。

コンバインド・レシオ

84.4%

コンバインド・レシオの推移



■コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算率で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど収益性が高いといわれています。

保険引受利益（対前期比）

3億95百万円（103.1%）

保険引受利益の推移

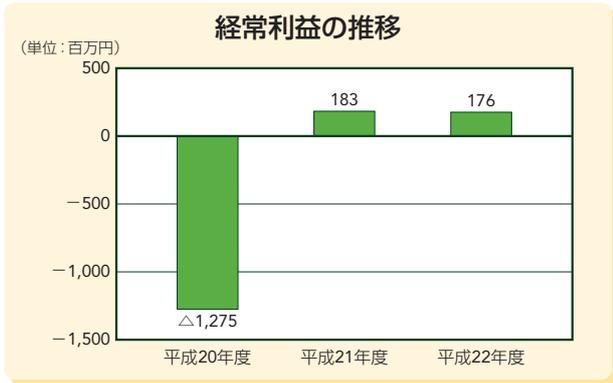


■保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

経常利益（対前期比）

1億76百万円（96.4%）

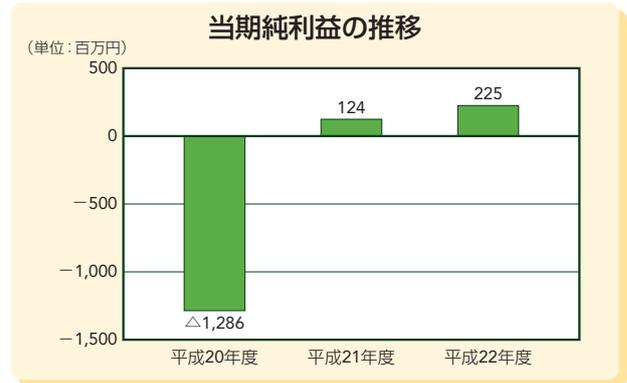


■経常利益

正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券評価損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益（対前期比）

2億25百万円（181.5%）

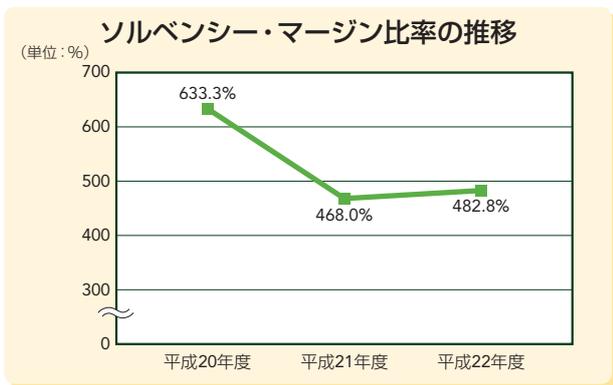


■当期純利益

左記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。

ソルベンシー・マージン比率

482.8%



■ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産額

113億6百万円



■総資産額

保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。

代表的な経営指標

純資産額

45億61百万円

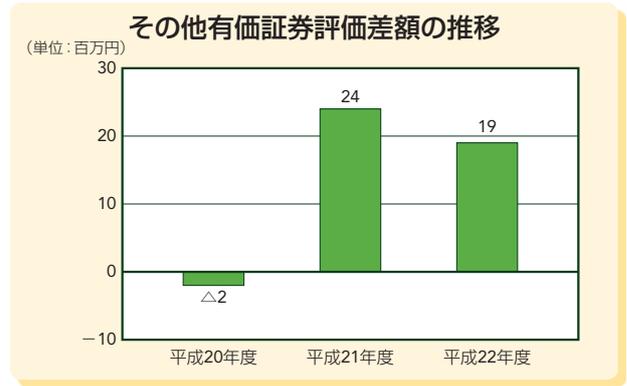


■純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

19百万円



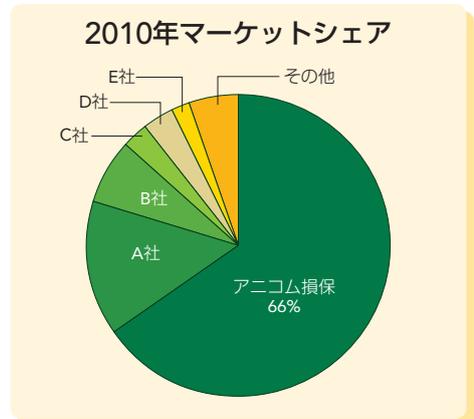
■その他有価証券評価差額

保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

ペット保険市場の拡大

少子高齢化やペットの室内飼いの増加等を背景に、ペットを「家族の一員」「子ども」として大切に育てる飼いが確実に増加しているなか、ペット保険の認知度の向上や、動物医療の高度化に伴う保険へのニーズの高まり等を受け、ペット保険のマーケットは拡大を続けており、2010年のペット保険各社合計の契約件数は、前年から20%増の約515,000件となりました。

アニコム損保は、人の健康保険制度と同様に、対応病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「どうぶつ健康保険証」等の導入によりお客様から厚いご支持をいただき、2010年のシェアは66%を占めており、ペット保険マーケットにおいて、強い存在感を示しています。



※ペット保険市場規模及び2010年マーケットシェアは、株式会社富士経済「2011年ペット関連市場マーケティング総覧」調査。
なお、契約件数とは、1年間の契約件数の合計であり、保有契約件数とは異なります。

トピックス

商品の改定

ペット保険の「補償内容」を抜本的に見直し、2010年10月1日から以下の商品改定を行いました。

商品改定の概要

①入・通院の支払限度日数が無制限に

1日あたりの支払限度額を上限に、日数の制限を設けず補償することとしました。これにより、長期にわたる入院や通院の場合でも、限度日数を気にすることなくご利用いただけるようになりました。

②継続契約が終身可能に

継続契約については、終身でご継続いただけるようになりました。診療の長期化が懸念されるシニア期でも十分な診療を受けることができるようになりました。

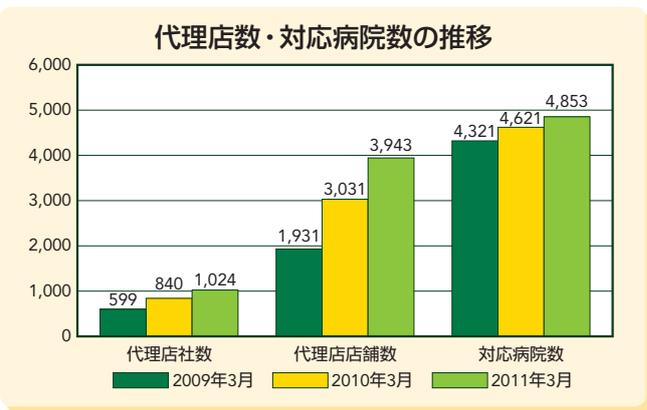
③支払割合が選択可能に

90%・70%・50%の3つのプランから、お客様のニーズに合わせて選択していただけるようになりました。



代理店数・対応病院数の推移

ペット保険「どうぶつ健保」を多くのお客様に、より身近に便利にご利用いただけるよう代理店網の開拓、対応病院の拡充に努めています。2011年3月末の代理店は1,024社、店舗数にして3,943店となり、対応病院数は4,853病院となりました。



「マイページ(ご契約者専用ページ)」のサービス拡充

ホームページの「マイページ(ご契約者専用ページ)」では、従来の機能に加え、ご継続のお手続き(支払割合、支払方法・払込方法、被保険者情報の変更等)や、保険金請求受付からお支払いまでの進捗状況の確認ができるようになりました。引き続き、サービスの拡充に努めていきます。



トピックス

■携帯サイトからのオンライン加入の開始

<http://m.anicom-s.jp/>

2011年2月から、携帯サイト上でペット保険のご契約手続きが完了するオンライン加入を開始しました。ホームページからのオンライン加入と同様に、お手続きが完了した翌日の午前0時より補償開始(*)となり、より簡単にスピーディにご契約いただけるようになりました。

*ただし、保険契約の始期日から30日間(待機期間)に発症し、通院・入院・手術をした病気については保険の対象となりませんのでご了承ください。(ケガについては対象となります。)



■トピックス
 NEV3/31
 被災地における診療受け入れ協力
 対応病院一覧
 6/30
 アニコム調保のペット保険「どうぶつ健康
 ふあみりい」商品改定のご案内
 More→

■契約をご希望のお客様へ
 MM保険料のお見積り
 MMオンライン加入
 MMペット保険の補償内容
 MM特約・オプション
 MM保険金請求について
 MM契約条件
 MM資料請求

■ご契約者様へ
 MM契約者専用ページ
 MM「どうぶつ健康保険証」用写真受付
 MMお名前登録のお手続き
 MM各種サービスのご案内

■対応動物病院検索
 病地域から探す
 病病名で探す

■よくあるご質問・お問い合わせ
 MMよくあるご質問
 MMお問い合わせ
 あんしんサービスセンター
 ☎0800-888-8256
 携帯電話・PHSからはこちらへ
 03-6810-2314
 平日 9:30~17:30
 土日・祝日 9:30~15:30

■「Web約款、Web保険金請求方法のご案内」の閲覧・ダウンロード開始

2010年7月から、ホームページ上で「Web約款、Web保険金請求方法のご案内」の閲覧・ダウンロードを開始しました。これにより、ペット保険のご契約成立後にすべてのお客様に冊子でお送りしていた「ご契約のしおり(約款を含む)」「保険金請求方法のご案内」及び「保険金請求書」について、送付の省略を選択していただけるようになりました。引続き、ペーパーレス化・地球環境保護に向けた取り組みを進めていきます。



■グループ「予防講習会」の定期開催

アニコムグループでは、グループ役職員を対象とした「予防講習会」の定期開催を開始しました。主に社外の講師を招いて、動物医療・予防・ペット業界等について学ぶ場としています。2010年度は、「数字でみるペット業界の現状と将来展望」「ネコの行動学」「いぬの気質」「グリーンケア」等をテーマに全9回開催しました。今後は、こうした講習会を飼い主の皆様にも気軽に参加していただけるように拡大し、ペットへの理解を深める場を幅広く提供していきます。



I

経営について



1. アニコムグループの概要	12
2. 2010年度の事業概況	13
3. 内部統制システムの構築	15
4. コーポレート・ガバナンスの状況	17
コーポレート・ガバナンス体制	17
反社会的勢力の排除	19
5. コンプライアンス	20
コンプライアンス態勢	20
勧誘方針	21
利益相反管理基本方針	22
6. リスク管理	23
7. 個人情報の保護	26
8. 募集制度	29
9. 「お客様の声」への対応	31
10. 社会貢献活動	37

アニコムグループの概要

■アニコム ホールディングスの概要 (2011年3月31日現在)

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3911
資本金	4,178百万円
従業員数	11名
事業内容	子会社の経営管理
上場証券取引所	東京証券取引所マザーズ市場

■アニコムグループの概要 (2011年3月31日現在)



※アニコム損保の概要は2ページ
をご参照ください。

社名 (英文社名)	アニコム フロンティア株式会社 (Anicom Frontier, Inc.)
代表取締役社長	瀧澤 茂雄
設立年月日	2005年2月25日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-6863-0057
資本金	10百万円
従業員数	3名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	生命保険募集、損害保険代理業

社名 (英文社名)	アニコム パフェ株式会社 (Anicom Pafe, Inc.)
代表取締役社長	長田 卓史
設立年月日	2004年12月24日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3795
資本金	10百万円
従業員数	8名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	動物病院支援事業

2010年度の事業概況

(1) 事業の経過

当事業年度におけるわが国経済は、新興国の景気上昇に伴う輸出の増加や、経済施策による個人消費の喚起等により、国内景気は一旦回復の兆しがみられたものの、年度末に発生した東日本大震災が今後の国内経済に及ぼす影響は想定が困難であり、先行きが見通せない状況となっています。

このような状況の中、当社は平成20年4月1日に保険引受を開始してから3年目の事業年度を迎え、ペット保険の普及・拡大に向けて営業力の強化に注力するとともに、お客様の声をもとにした商品改定や各種の業務改善に取り組んでまいりました。

主力販売チャネルであるペットショップ代理店網の拡充、金融機関代理店やカーディーラー代理店等の企業代理店網の拡充や、適切かつ効果的な募集を推進するための代理店研修の継続的な実施に取り組んでいます。

商品面では、平成22年10月から、入院・通院の年間限度日数を撤廃するとともに、支払割合を90%・70%・50%から選択可能とするなど、お客様からご要望を多くいただいていた事項に対応する商品改定を実施しました。

また、平成23年2月には携帯電話からの契約申込みを行っていただけようにしたほか、ホームページの「マイページ（ご契約者専用ページ）」で継続手続きを可能にするなど、お客様の利便性向上に向けた改善を実施しました。さらに、提携医療機関の拡充にも努めた結果、平成23年3月末には対応病院数は4,853病院となり、保険金請求の利便性向上を図っています。

以上のような取り組みを実施した結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益は10,858百万円、資産運用収益は85百万円、その他経常収益は7百万円となり、経常収益は10,952百万円（前期比20.7%増）となりました。一方、保険引受費用7,146百万円、営業費及び一般管理費3,347百万円、その他経常費用274百万円となり、経常費用は10,775百万円（同21.2%増）、経常利益は176百万円（同3.6%減）となりました。これに、特別損失、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は225百万円（同81.5%増）となりました。

【保険引受収支の概況】

正味収入保険料は10,858百万円、正味支払保険金は4,829百万円、損害調査費は392百万円となり、正味損害率は48.1%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は3,316百万円、諸手数料及び集金費は629百万円となり、正味事業費率は36.3%となりました。

保険引受収益は10,858百万円、正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に支払備金繰入額152百万円、責任準備金繰入額1,141百万円を加算した保険引受費用は7,146百万円となり、保険引受収益から保険引受費用、保険

引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は395百万円（前期比3.1%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社では、「家族の一員であるペットにも安心して医療を受けられる環境を整え、全てのどうぶつの幸せと、あんしんを創造すること」を目指し、サービス品質のさらなる向上に取り組んでいます。ペット保険の普及促進に向け、対処すべき課題として以下を認識しています。

①ペット保険販売網の拡充

ペットの販売と同時に保険募集を行うことができるペットショップ代理店網のさらなる拡充を図るほか、既にペットを飼われている方々の契約を促進すべく、新たなチャネルの開拓と確立が必要であると認識しており、地方銀行、信用金庫を中心としたエリア特化の金融機関販売網の構築や、保険販売力のあるカーディーラー代理店の開拓、企業内保険代理店との提携による職域への展開、他の生損保会社との業務提携を視野に入れた大規模な販売チャネルの拡充等に取り組んでいきます。

②ペット保険の認知度向上

ペット保険の認知度は、年々向上しつつあると認識していますが、その具体的な補償内容や、必要性・利便性等は十分に認知されていません。幅広くペット保険を知っていただくために、契約者へのアンケート結果を基にした「ニュースリリース」の定期的な配信や、保険金支払い実績やペットにかかわる様々なデータをまとめた『家庭どうぶつ白書』を毎年発刊するなど、グループをあげて積極的な広報活動やイベントの企画・協賛を行い、ペット保険の認知度を向上させる施策を幅広く実行していきます。

③業務の適切性と生産性の継続的改善

ペット保険は、他の損害保険と比べて保険金請求頻度が高いため、請求内容の調査と保険金支払いに係る業務効率の向上が必須であると認識しています。このため、業務システムの不断の改善と業務担当者への教育・研修により、業務の適切性と生産性の向上に努めています。また契約者自身がパソコンや携帯電話を使用して契約情報の参照や変更等を行う「マイページ（ご契約者専用ページ）」の機能の拡充等を通じて、お客様の利便性の向上と合わせて業務効率の継続的改善を推進していきます。

2

2010年度の事業概況

④契約継続率の維持・向上

契約者満足度の向上を目的として、しつけ・健康相談サービスの無償提供や、契約者の口コミや情報交換がWebで行えるコミュニケーションサイト（どうぶつと、もっと家族になる情報交換サイト「しっぽの学校」）を運営しています。また、ご契約の方全員に、迷子札としてもご利用いただける「Famica（ファミカ）カード」を、契約どうぶつのお誕生日には個別に「パースデーカード」を送るなど、ONE to ONEサービスを徹底して行うことにより、継続率のさらなる向上に取り組みます。

⑤収益構造の安定化

顧客ニーズを反映させたペット保険商品の提供を通じて、市場拡大のスピードを加速させるべく、平成22年10月よりペット保険商品の補償範囲の拡充を行いました。これにより、新規契約の増加、継続率の改善及び保険料単価の上昇が期待される一方、損害率の上昇が見られるため、収入保険料の増加に伴う固定費率の低下、業務効率の向上に伴う事業費率の低下により、収益構造の改善を図ります。

●決算の仕組み(2010年度)

(単位:百万円)



内部統制システムの構築

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、以下の「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用します。

内部統制システム基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び使用人（以下、役職員という）が、アニコムホールディングス株式会社の定めた「グループ倫理規範」を遵守し、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
- (2) 当社は、法令等遵守の徹底を図るため、「コンプライアンス基本方針」、「アニコムグループコンプライアンスマニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢を全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。
 - ①当社は、定期的開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」において「コンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。また、「コンプライアンスプログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。
 - ②当社は、役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、社内外のホットライン（内部通報制度）を活用できる体制を整備する。
- (3) 当社は、「顧客保護等管理基本方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。
- (4) 当社は、「情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (5) 当社は、「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。
- (6) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置して「内部監査基本方針」を定め、コンプライアンス・リスク管理態勢をはじめ、内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報をはじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業運営上のリスク管理について、「リスク管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
 - ①リスク管理の統括部署として、コンプライアンス・リスク管理部を設置する。
 - ②定期的開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- (2) 当社は、「危機管理方針」を定め、緊急事態に際して当社が蒙る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

内部統制システムの構築

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。
- (3) 迅速な意思決定と適切な執行が行われるよう、執行役員を選任して特定業務を所管させる。
- (4) 取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を設置して、経営上の重要事項について、協議・報告を行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「内部統制基本方針」に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、アニコム ホールディングス株式会社との間で締結した経営管理契約に基づき、経営戦略や財務戦略等の重要事項の策定に際して事前承認を求めるとともに、定期的に経営実態等の報告を行う。

7. 監査役監査に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の監査業務を補佐する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。
- (2) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、表彰・賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
 - ①取締役会、経営会議等において、取締役から業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - ②監査役は、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めるとする。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。

コーポレート・ガバナンスの状況

■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、アニコムホールディングス株式会社が制定した経営理念及び経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たすことにより、その社会的使命を全うするとともに、企業価値の更なる向上を目指しています。このため、取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」に沿って、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(1) 取締役会・取締役

取締役会は、取締役4名（2011年7月1日現在）で構成され、当社の方針や重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務のほか、適切な内部管理態勢を構築・運用する責務を負い、毎月1回の定時開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。なお、事業年度ごとの業績に対する経営責任を明確にするため、取締役の任期は1年としています。

(2) 監査役会・監査役

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名（2011年7月1日現在）で構成され、監査方針・監査計画等の決議を行うほか、監査に関する重要事項の協議・報告を行っています。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えるべく、取締役の職務の執行を監査しています。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針、監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

(3) 社外・社内の監査態勢

① 社外の監査

当社では、会計監査人（外部監査人）による会社法に基づく監査が実施されており、会計監査人は、監査役、監査役会及び内部監査室と相互協力し、有効な会計監査の実施に努めています。

② 社内の監査態勢

内部監査室は、内部監査基本方針・内部監査計画等に基づき、すべての部門を対象に内部監査を実施しており、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢全般の評価及び改善策の提言等について、定期的に取り締り報告しています。

(4) 経営会議

常勤役員及び執行役員からなる経営会議を設置し、経営にかかる意思決定に至る協議の充実と業務執行の効率化を図っています。

(5) コーポレート・ガバナンスを強化する重要な委員会

内部管理態勢の強化と、適切かつ迅速な経営判断を行うため、以下の委員会を設置しています。

① コンプライアンス・リスク管理委員会

代表取締役を委員長として毎月開催し、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンス・プログラムの推進状況の検証、コンプライアンス教育の企画・運営等のほか、リスク管理に関する諸施策及び推進状況の点検・検証を目的としています。

② 情報セキュリティ管理委員会

代表取締役を委員長として半期毎に開催し、情報セキュリティ管理基本方針に従って、顧客情報をはじめとする重要な情報資産を保護するための有効性の高い情報セキュリティ管理態勢を構築・維持・継続することを目的としています。

③ 危機管理委員会

代表取締役を委員長として半期毎に開催し、危機管理方針に従って、緊急事態を想定し、統一的な危機管理態勢を構築・維持・継続することを目的としています。

④ 保険金適正支払委員会

コンプライアンス・リスク管理部担当執行役員を委員長として毎月開催し、保険金の支払い状況のモニタリングや、支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金の支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的としています。

4

コーポレート・ガバナンスの状況

⑤ マーケットアウト委員会

経営企画部担当執行役員を委員長として毎月開催し、お客様からの苦情・ご意見の受付状況や、これに対する取り組み状況を把握・分析し、経営に反映させることを目的としています。

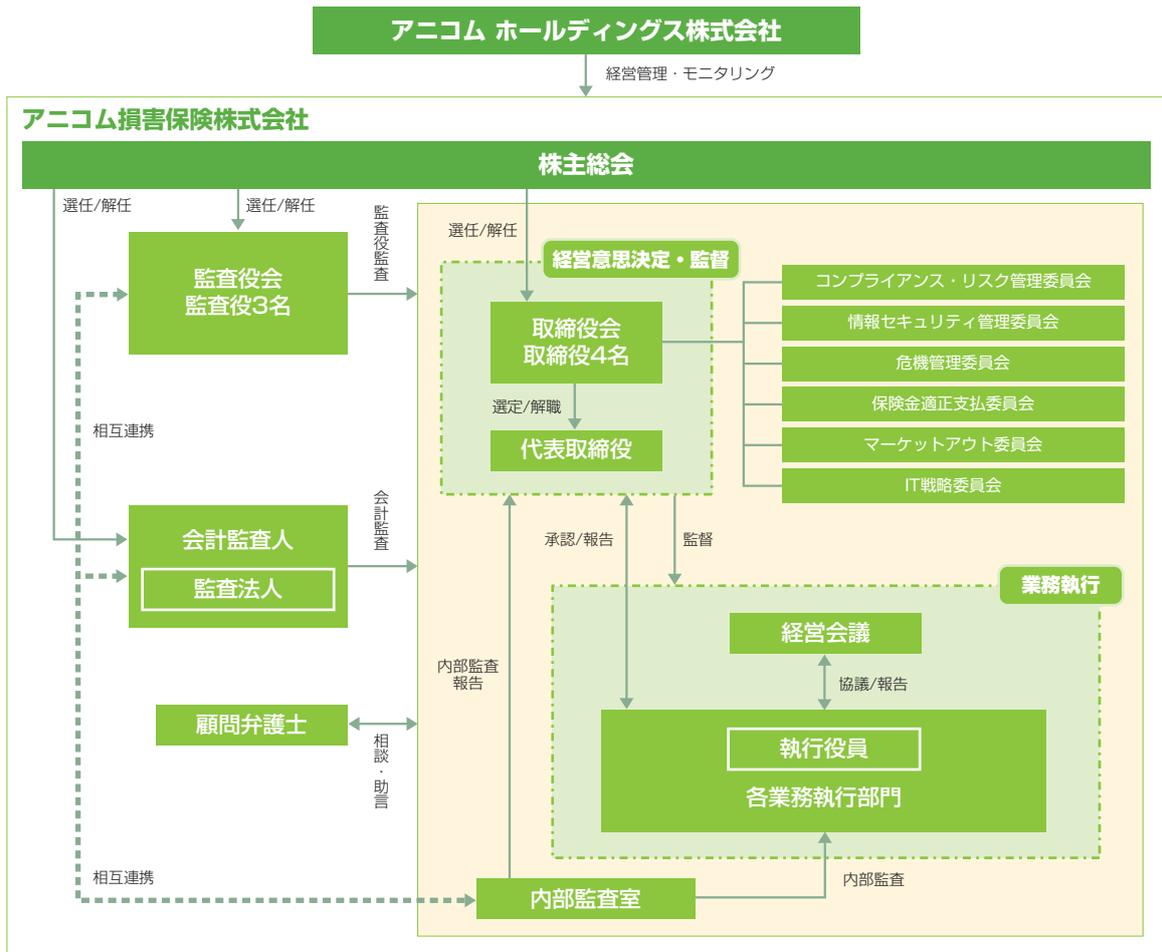
⑥ IT戦略委員会

IT部担当執行役員を委員長として四半期毎に開催し、経営戦略や事業課題に沿ったIT戦略の企画・立案のほか、IT投資計画に対する進捗状況の検証を目的としています。

(6) 顧問弁護士

法的な課題に対し、顧問弁護士から随時アドバイスを受け、適法性の確保に努めています。

【コーポレート・ガバナンス図】



■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス・リスク管理部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等の日常的な連絡・講習等の窓口は総務部門とし、コンプライアンス・リスク管理部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス・リスク管理部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
 - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入する。
 - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ①反社会的勢力による不当要求に屈することなく対応するとともに、従業員の安全を確保する。
 - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進都民センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進都民センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに管轄警察署に通報する。
 - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス・リスク管理部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当社では、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

コンプライアンス基本方針（骨子）及び推進体制

■基本方針

1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

4. 人権の尊重

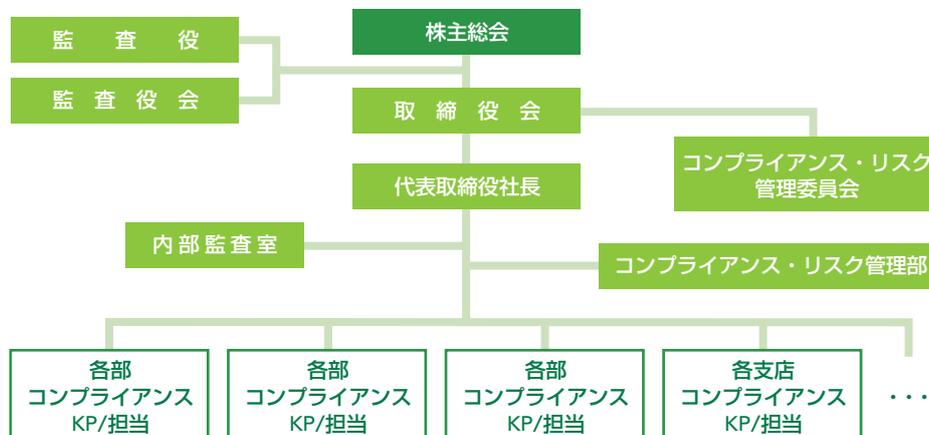
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

■推進体制

「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認を行うとともに、各部門（支店含む）に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理部に報告を行うことが義務づけられています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でないと感じた場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



■勧誘方針

当社では、以下の「勧誘方針」を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます

(1) 保険商品の販売について

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分に納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに対し、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正なお支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の「勧誘方針」です。

■利益相反管理基本方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための基本方針及び基本的事項を定めることを目的とした「利益相反管理基本方針」を策定しています。

また、利益相反管理統括部門を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括しています。

利益相反管理基本方針の概要

1. 「利益相反のおそれのある取引」の類型・特定のプロセス

- (1) 管理対象取引は、保険関連業務に係る対象取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引である。具体例の主なものは以下のとおりである。
 - ①優越的地位の乱用や特別利益の提供等の問題が生じるおそれのある取引
 - ②適合性の原則を無視した勧誘や販売
 - ③インサイダー取引等、お客様との関係を通じて入手した情報を不当に利用して利益を得るおそれのある取引
- (2) お客様との間の取引により取得した情報に照らして、「利益相反のおそれのある取引」に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所属する部門の部長及び利益相反管理統括部門に報告することを要する。

2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、以下の方法により当該お客様の利益を適正に保護する。

- ・部門の分離
- ・取引条件又は方法の変更
- ・一方の取引の中止
- ・利益相反事実のお客様への開示等

3. 利益相反管理統括部門及び利益相反管理統括責任者の設置

- (1) 当社の利益相反管理統括部門をコンプライアンス・リスク管理部とし、利益相反管理統括責任者をコンプライアンス・リスク管理部担当執行役員とする。
- (2) 利益相反管理統括部門は、他のいかなる部門の責任者からも具体的な業務についての指示を受けず、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括する。

4. 利益相反管理統括部門の責務

- (1) 利益相反管理統括部門は、本方針を踏まえ、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。またその内容については、四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理委員会にて報告する。
- (2) 利益相反管理統括部門は、当社グループ会社との取引を含め、「利益相反のおそれのある取引」の管理に必要な情報を集約する。
- (3) 利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間それを保存する。
- (4) 利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の管理に対する役職員の意識向上に努め、本方針を踏まえた社内規程及びマニュアル等を整備するとともに、教育・研修等を通じて、「利益相反のおそれのある取引」の管理の重要性及び必要性について役職員に周知徹底する。

5. 内部監査室による内部監査

当社の内部監査室は、利益相反管理統括部門をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する。

リスク管理

(1) リスク管理方針

信頼と安心を提供する保険業を営む当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

リスク管理の重要性に鑑み、業務の健全性と適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理方針」を定め、リスク管理態勢、組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。また、「リスク管理方針」に基づいて、「統合的リスク管理方針」「自己資本管理方針」「危機管理方針」及び個別リスク管理規程等を定めてリスク管理の実践に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」

当社の直面するリスクに関して、ソルベンシー・マージン比率（※）の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理の実践に取り組んでいます。

※ソルベンシー・マージン比率については、77ページをご参照ください。

「自己資本管理方針」

ソルベンシー・マージン比率に加え、当社の直面するリスクに見合った自己資本を確保するために、自己資本充実度の評価や管理態勢の整備に取り組んでいます。

「危機管理方針」

お客様・代理店・動物病院の皆様との関係に重大な影響が生じる、もしくは当社業務に著しい支障が生じることにより全社的な対応が必要と判断されるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

また、当社では、以下の11のリスクにおいて各々定義づけるとともに、個別にリスク管理を実施しています。

①「保険引受リスク」

保険引受リスクとは、以下の4つからなります。

(a) 商品開発・改定等リスク

商品の開発または改定を行うに際して、適切な保険約款・保険料率の設定等がなされないリスク。

(b) 個別契約引受リスク

個別の保険契約の引受を行うにあたり、引受方針等に則った適切な引受がなされないリスク。

(c) 再保険等リスク

適切な保有上限額が定められていないことや、再保険等の適切な手配がなされないリスク。

(d) 責任準備金積立リスク

責任準備金の算出を行うシステムのプログラムの誤り、算出を行う者の誤り等により、適切な責任準備金の積立が行われないリスク。

②「保険金支払リスク」

保険事故の受付から保険金の支払いに至るまでの一連の保険金支払に関するリスクをいいます。

③「資産運用リスク」

資産運用リスクとは、以下の3つからなります。

(a) 市場関連リスク

金利・為替・株式などの市場変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。

(b) 信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。

(c) 不動産投資リスク

不動産価格変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。

④「事務リスク」

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、損失を被るリスクをいいます。

⑤「流動性リスク」

流動性リスクとは、以下の2つからなります。

(a) 資金繰りリスク

流入資金の減少または流出資金の増加により、資金ポジションが悪化してデフォルトするリスク。

(b) 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

6

リスク管理

⑥ 「システムリスク」

システムリスクとは、以下のような情報システムに係る諸問題が原因となって、当社が、直接、間接を問わず、損失を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

- ・ 情報システムの停止または誤作動
- ・ 情報システムの不正使用
- ・ 情報システム関連のセキュリティ対策の不備
- ・ その他情報システムの企画・開発・運用に係る不備

⑦ 「法務リスク」

法務リスクとは、以下の2つからなります。

- (a) 法令等違反リスク
法令等を遵守しないことにより損失を被るリスク。
- (b) 法律紛争リスク
法律紛争の発生により損失を被るリスク。

⑧ 「募集コンプライアンスリスク」

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、及び日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を遵守しないこと等により損失を被るリスクをいいます。

⑨ 「労務リスク」

労務リスクとは、主に以下の3つからなります。

- (a) 労務コンプライアンスリスク
労働基準法をはじめとした労働関係諸法令・規則違反が引き起こす、訴訟などのリスク。
- (b) 人的リスク
社員の不祥事や問題行動により損失を被るリスク。
- (c) 健康・メンタルヘルスリスク
労働安全衛生法等の義務を果たせていないことに起因して、社員が心身の健康を損なう等のリスク。

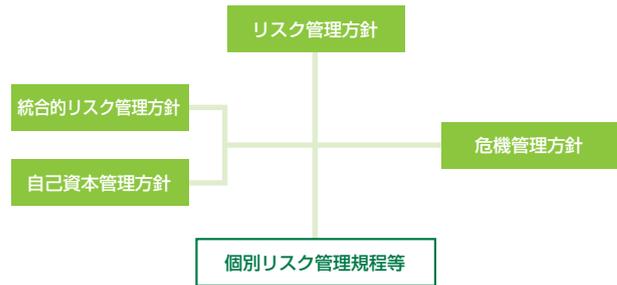
⑩ 「風評リスク」

当社にとって事実と異なる不利益な情報が日本国内外に流布することにより損失を被るリスクをいいます。

⑪ 「災害・事故・犯罪リスク」

災害・事故・犯罪に起因して、当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

【リスク管理体系図】



(2) リスク管理体制

リスク管理全般を推進するために、取締役会委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、業務遂行上の主要リスクについては、主管する部門が中心となって各リスク管理に取り組んでいます。また、各部門（支

店含む）にコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、リスク管理の周知徹底を図っています。

【リスク管理体制図】



(3) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、

第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役職員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の徹底に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページで公表しています。

個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、試験・研修の実施や、苦情及び相談への対応、個人データを損害保険会社等が共同利用する制度の運営等により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに後記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ご本人にとって明確になるよう努め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

なお、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- (6) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- (7) 前記(5)(6)に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- (8) グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (10) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (12) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務

- (14) 問い合わせ・依頼等への対応
- (15) その他、前記（１）から（14）に付随する業務並びにお客様とお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供について

次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
(後記「5.グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険の募集、損害調査にかかる業務
- (2) 保険業務の事務処理にかかる業務
- (3) システムの開発・運用・保守にかかる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記「2. 個人情報の利用目的について」（１）から（15）に記載した利用目的のため、並びに当社の持株会社アニコムホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、どうぶつ名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
個人データ管理責任者：アニコム損害保険株式会社

※グループ会社・提携先企業については、後記「12. 会社一覧」をご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱いについて

お客様のセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者に提供しません。

7. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「どうぶつ健康保険証」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下「開示等請求」といいます。）については、後記「10. お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の

個人情報保護

手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。
(http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html)

9. 個人データの管理について

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性の確保に努めております。

10. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、以下までお問い合わせください。また、当社または当社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、グループ会社・提携先企業に直接お申出いただくか、または以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部
電話番号：03-5348-3777
受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

11. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話番号：03-3255-1470
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日及び年末年始を除く）
ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

12. 会社一覧

「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。（2011年3月31日現在）

（1）グループ会社

アニコムホールディングス株式会社
アニコムフロンティア株式会社
アニコムパフェ株式会社

（2）提携先企業

当社が個人データを共同利用している提携先企業はありません。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

アニコム損害保険株式会社

募集制度

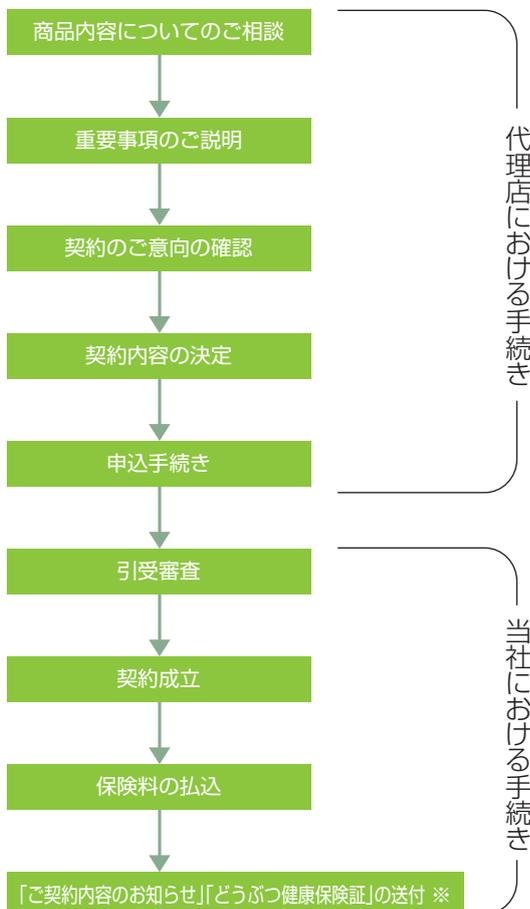
(1) ご契約のしくみ

①ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採っています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で原則として以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ Web保険証券はホームページ上でお客様ご自身によるダウンロードが可能です。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

●普通保険約款・特約

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

②クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされておりませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象とさせていただきます。

この場合、お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込の撤回を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容及びご意向の確認

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのパソコンや、お客様のパソコンからWebサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申し込みいただけます。いずれの契約方法の場合も手続きの際に、申込書あるいはWebサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についての意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。



●ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との約束ごとですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認の上で申し込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などをご覧いただき、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

8

募集制度

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険の提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき内閣総理大臣に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することなどを要件としています。

③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2011年3月末時点での代理店数は1,024社（店舗数にして3,943店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選出し、保険責任者は保険会社との窓口として活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗ごとの責任者として保険キーパーソンを選出し、保険募集における責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

当社の代理店及び募集人は、2008年6月に社団法人日本損害保険協会により開始された、「募集人資格試験更新制度」に従い、募集人届け出後、5年毎に更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図っています。

また、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識のチェックテストを四半期毎に行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

「お客様の声」への対応

(1) 「お客様の声」に対する基本方針

■基本方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見、ご要望等を「お客様の声」として真摯に受け止め、サービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かしていくことで、お客様から真に信頼していただける保険会社を目指します。

また、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にするとともに、ご不満の解消と速やかな改善に努めます。

■「お客様の声」に対する取り組み

1. 「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持って対応いたします。
2. 「お客様の声」を寄せていただいた方々の「立場に立つ」のはもちろんのこと、さらに一歩踏み込み、「立場になりきらせて」いただいた上で、その原因を思考します。
3. 苦情（天使の涙）で得た情報は全社員で共有し、その原因を分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発へ活かしていきます。
4. 当社ホームページにおいて、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、「お客様の声」に対して、誠実、かつ速やかにお答えするとともに、その内容をすべてのお客様に公開していきます。

(2) 苦情・ご意見・ご要望をおうかがいする体制

■あんしんサービスセンター

本社、北海道支店、中部支店、近畿支店、九州支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

■お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をおうかがいする窓口として、経営企画部内に「お客様相談センター」を設置し、専用回線を設けています。

■ホームページ

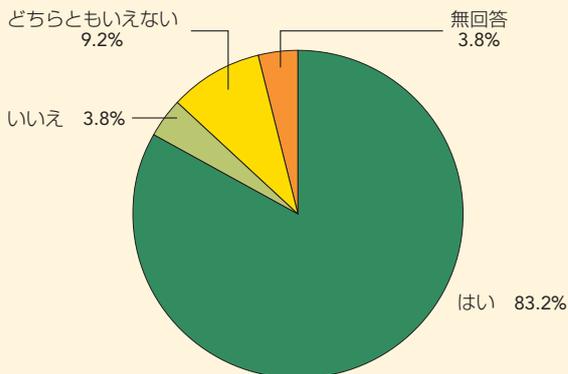
お客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームをご用意し、ご照会にお答えしています。また、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」をご用意しています。

■顧客満足度アンケート

保険業務の品質向上に取り組み、お客様になお一層の安心とご満足いただける商品・サービスをご提供するため、2010年1月から、保険のご契約に関するアンケートを開始しました。ペットショップ（動物取扱業者）で犬、猫を迎えると同時にペット保険をご契約いただいた方のうち、当社のホームページを通じてペットのお名前を登録された方

を対象としており、2010年度は、5,274名の方からご回答をいただきました。ご契約時の代理店の説明や態度等に関する質問にご回答いただき、満足度の低い代理店への指導・教育や、その他の業務の改善に活かしており、今後も継続的にアンケートを行い、顧客満足度を高めていきたいと考えています。

ペット保険の契約時に十分な説明がありましたか？



(3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望の管理・対応体制

①「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、経営企画部において一元管理を行っています。

②「お客様の声」を経営に活かす体制

経営企画部及びコンプライアンス・リスク管理部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について、マーケットアウト委員会、保険金適正支払委員会において内容や原因等を分析し、業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況は、四半期毎に取締役会へ報告し、検証しています。

③オープン・マネジメントに基づく対応

ホームページ上の「掲示板」に寄せられた、苦情やご意見等に対する当社の回答内容を常時公開しています。苦情の内容や、当社の対応を隠すことなくオープンにすることで、公正かつ適切な対応に努めています。

④お客様への情報開示体制

ホームページ上で、四半期毎に苦情の受付状況や概要、「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例を開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めていきます。

9

「お客様の声」への対応

⑥各種委員会等における「お客様の声」への取り組み

●マーケットアウト委員会

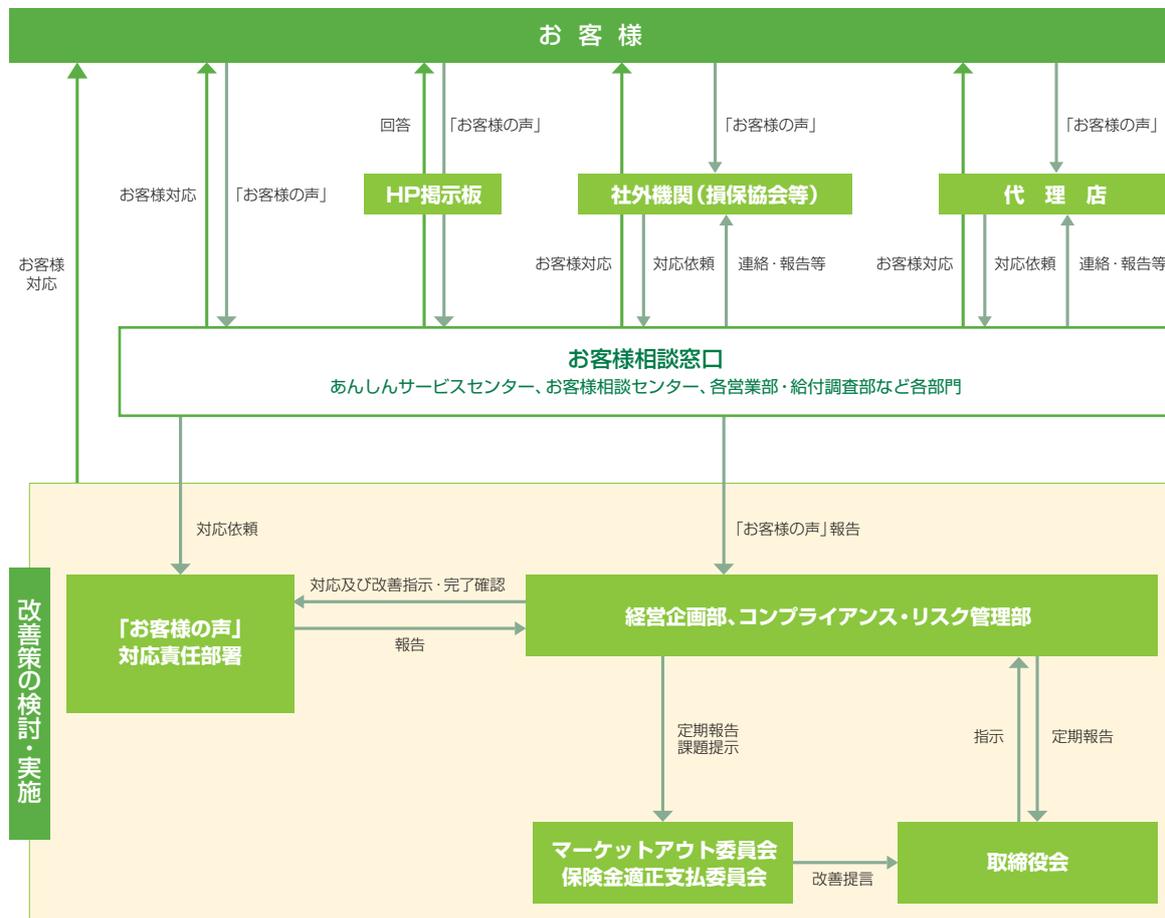
経営企画部担当執行役員を委員長として、全執行役員・部長がメンバーとなって毎月開催し、お客様からの苦情・ご意見の受付状況や、これに対する取り組み状況を把握・分析し、経営に反映させることを目的として活動しています。

●保険金適正支払委員会

コンプライアンス・リスク管理部担当執行役員を委員長

として、給付調査部、経営企画部、業務部、IT部、営業推進部、内部監査室の執行役員及び部長がメンバーとなって毎月開催し、保険金のお支払い状況のモニタリングや、お支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金のお支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的として活動しています。

【「お客様の声」への対応態勢図】



(4)「お客様の声」の受付状況（2010年4月～2011年3月）

（単位：件）

「お客様の声」区分	代表的な事例	苦情件数				
		10年4月～6月	10年7月～9月	10年10月～12月	11年1月～3月	2010年度合計
1 ご契約及び募集行為に関するもの	1 商品内容（補償内容、保険料等）に関する改善要望等	9	21	34	21	85
	2 継続案内におけるご説明不足・不備	32	82	114	106	334
	3 募集時のご説明不足・不備	14	39	31	34	118
	4 ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り	15	35	46	40	136
	5 ご契約のお引受制限等	1	3	4	5	13
	6 保険料の誤り	0	0	2	1	3
	7 電話応対における接客態度	5	19	10	14	48
	8 パンフレットや申込書等の書類がわかりづらい等	2	10	6	7	25
	9 その他	6	23	38	39	106
2 ご契約の管理・決済等に関するもの	1 証券・どうぶつ健康保険証のお届け不備等	20	59	85	70	234
	2 口座振替ができなかった等の保険料の決済関連	34	62	87	80	263
	3 ご住所やご契約のプラン等の変更手続きのご説明不足・不備	9	56	51	23	139
	4 ご契約の解約・取消手続きのご説明不足・不備	19	32	63	48	162
	5 電話応対における接客態度	47	79	121	109	356
	6 その他	24	70	37	34	165
3 保険金に関するもの	1 保険金のお支払額についてのご説明不足・不備	7	5	5	5	22
	2 保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、お支払の遅延	19	34	64	42	159
	3 補償の対象・対象外についてのご説明不足・不備	7	10	11	15	43
	4 電話応対における接客態度	12	27	40	33	112
	5 その他	5	9	9	10	33
4 その他	1 各種書類の発送手続きの不備、ご要望等	32	78	68	54	232
	2 コールセンターへの電話が繋がらない、営業時間の拡大のご要望等	12	35	40	37	124
	3 動物病院に関連するご要望等	4	13	42	29	88
	4 経営に関するご要望等	0	0	0	0	0
	5 その他	10	13	13	11	47
合計		345	814	1,021	867	3,047

(5)「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

■お客様の利便性の向上

事例1 契約満了の手続き

お客様の声

継続案内が届き、継続しないで契約を満了する場合は必ず書類返送が必要だと書いてあるが、ネットでも手続きできるようにしてほしい。

改善事例

ホームページの「ご契約者専用ページ」から、ご契約満了のお手続きができるようにしました。（2010年4月）

※「ご契約者専用ページ」は、2011年7月から「マイページ」に名称を変更しました。

事例2 保険金請求の進捗確認

お客様の声

保険金を請求したが、支払われるまでの進捗状況を教えてください。

改善事例

- ①当社に直接保険金の請求をされた場合、ご登録いただいたメールアドレス宛に、保険金請求を受付した旨のメールを配信することとしました。（2010年5月）
- ②保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせする「保険金支払い手続き完了メール」の配信を開始しました。（2010年8月）
- ③「ご契約者専用ページ」の「保険金請求手続き状況の確認」より、保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況を確認していただけるようになりました。（2011年3月）

9

「お客様の声」への対応

事例3 オンライン加入前審査制度の導入**お客様の声**

既往症がある場合はオンライン加入ができず書面での申込みになってしまう。既往症があってもオンライン加入ができるようにしてほしい。

改善事例

既往症がある場合でも、インターネットでお申込みいただけるよう、オンライン加入サービスに「オンライン加入前審査制度」を導入しました。審査の結果、お引受させていただきます場合には、オンライン加入ができるようになりました。(2010年7月)

事例4 保険金請求書のダウンロード**お客様の声**

保険金請求書は「ご契約者専用ページ」にログインしないとダウンロードできないが、ログインパスワードを忘れてきたりするので、「ご契約者専用ページ」にログインしなくても、ダウンロードできるようにしてほしい。

改善事例

保険金の請求手続きのご案内ページから、保険金請求書をダウンロードできるようにしました。「ご契約者専用ページ」からのダウンロードでない場合は、保険金請求書に証券番号や契約者名等が印字されません。(2010年9月)

事例5 契約継続の手続き**お客様の声**

継続手続きの際、契約内容等を変更するために書類を送るのが面倒。ホームページ上で手続きできるようにしてほしい。

改善事例

2011年3月1日始期のご契約より、ホームページの「ご契約者専用ページ」から、ご継続のお手続き(支払割合の変更・払込方法・支払方法の変更・被保険者情報の変更等)ができるようになりました。(団体扱・集団扱のご契約は除きます。)(2010年12月)

事例6 契約申込書到着のお知らせ**お客様の声**

契約申込書を送付したが連絡がないので、受付されているのかどうか分からない。契約申込書が到着したことを知らせてほしい。

改善事例

お送りいただいた契約申込書にPC用メールアドレスが記入されている場合、契約申込書の到着をお知らせするメールの配信を開始しました。(2011年1月)

■パンフレット・帳票等の改善**事例1** 手術の定義**お客様の声**

角膜の縫合をして保険金を請求したが、手術としてではなく、通院として保険金が支払われた。手術に該当しない処置だということだが、「手術の定義」がわかりにくい。

改善事例

手術の定義に「縫合のみの場合は含まない」旨を、ご契約前にご確認いただく「重要事項説明書」や、ご契約後にお届けする「保険金請求方法のご案内」へ明記しました。さらに、動物病院でも確認していただけるよう、未対応病院での手術時に必要となる「手術診断書」にも記載しました。(2010年8月)

事例2 「どうぶつ健康保険証(診療記録簿)」をお送りする封筒サイズの変更**お客様の声**

- ①診療記録簿の封筒が破れた状態で届いた。
- ②診療記録簿が届いたが、封筒が大きすぎて郵便受けに入らないのでサイズを見直してほしい。

改善事例

封筒の破損は、郵送中に封筒の中身が動くことによる衝撃が原因と考えられるため、封筒の大きさを角型2号(240mm×332mm)から長型3号(120mm×235mm)に小型化しました。(2010年9月)

※「診療記録簿」は、2010年10月から「どうぶつ健康保険証」に名称を変更しました。

事例3 「どうぶつ健康保険証（診療記録簿）」 の文字サイズ

お客様の声

「診療記録簿」の裏面のあんしんサービスセンターの電話番号が小さくて見づらい。

改善事例

2010年10月より、「診療記録簿」から「どうぶつ健康保険証」に名称及びデザインを変更したことに伴い、あんしんサービスセンターの電話番号の文字サイズを大きくしました。（2010年10月）

事例4 自動継続のご案内

お客様の声

契約を継続するつもりがなかったので、書類を見ずに捨ててしまった。自動継続であることをわかりやすく伝えてほしかった。

改善事例

継続のご案内をお送りする封筒の表面に「自動継続のご契約となっております」と大きく記載しました。（2010年10月）

商品の改善

事例1 補償範囲の拡大

お客様の声

保険金が支払われたが、ダニの駆除費用が対象外になった。ダニの寄生による炎症なので、駆除も治療の一環である。補償対象にしてほしい。

改善事例

ノミ・マダニ・ミミヒゼンダニ(ミミダニ)の駆除費用等は、症状の有無にかかわらず保険金の支払対象外としていましたが、寄生や炎症等の症状があり、治療の一環として院内で駆除を行う場合には、予防薬の使用も含め、補償の対象としました。（予防目的や炎症等の症状がない場合、またお持ち帰りの予防薬等は、お支払い対象となりません。）（2010年10月）

「お客様の声」への対応

(6) 中立・公正な立場で問題を解決する指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」（損害保険紛争解決サポートセンター）を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

■ 社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

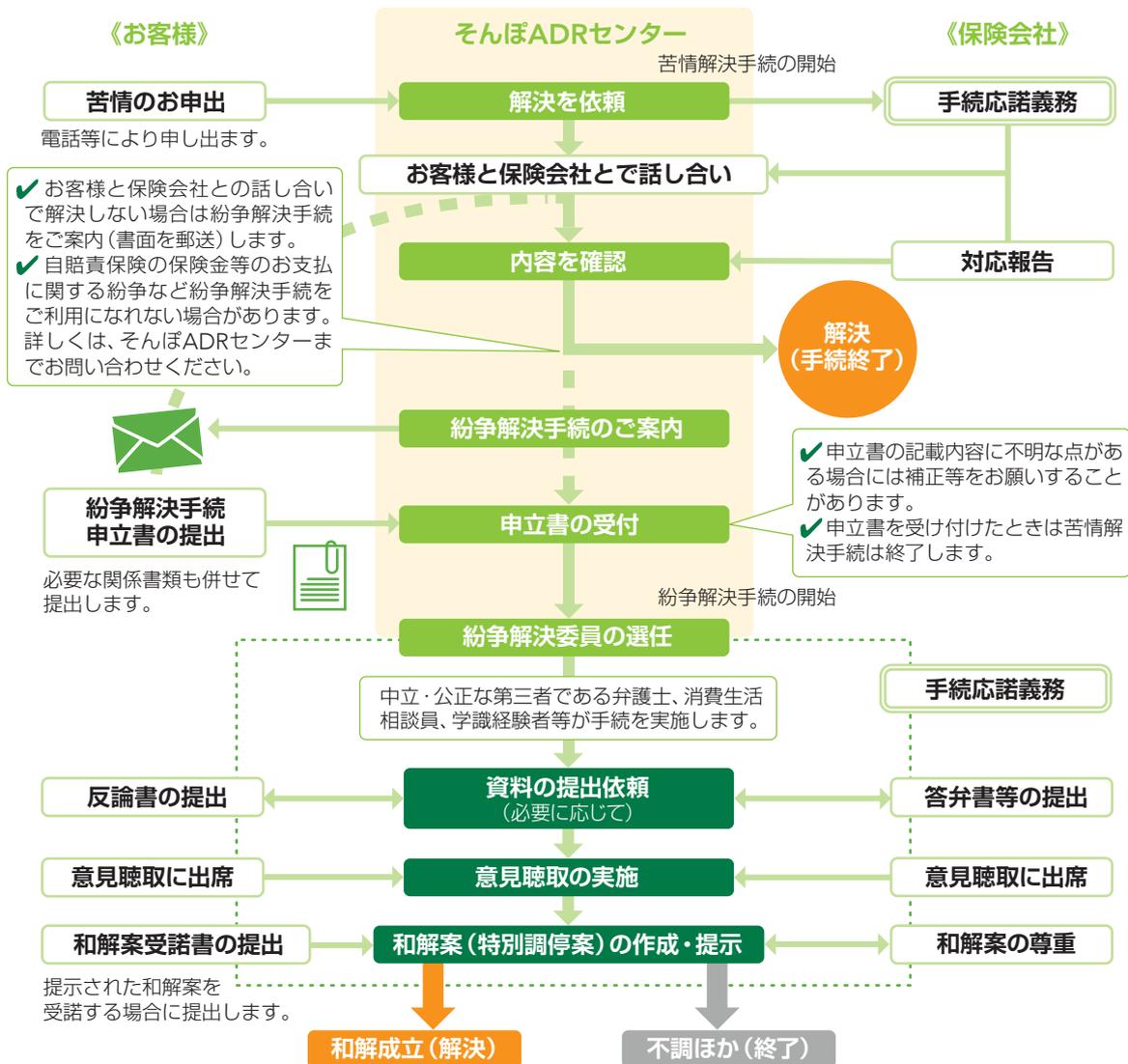
電話番号 0570-022808（ナビダイヤル・有料）

03-4332-5241（PHS・IP電話）

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

■ 苦情解決手続及び紛争解決手続の主な流れ ※標準的な手続の進行例です。



アニコムグループでは、人とどうぶつが安心してともに暮らせる社会を目指して、以下の社会貢献活動に取り組んでいます。

■Life Shippo Project への協力

当社は、朝日新聞社が「すべての人とペットが幸せに暮らせる社会をめざしたい」という理念をもとに立ち上げた「Life Shippo Project (ライフ・シッポ・プロジェクト)」に協力しています。2011年1月には、第1回のシンポジウムを開催し、約700名の参加者を前に、ペットと暮らす意味や、動物愛護管理法、人とペットが幸せに暮らすために知っておきたいことなどについて、講演やパネルディスカッションが行われました。



■迷子を減らす取り組み

当社は、大切なわが子が迷子になった際のご家族の不安や涙を軽減できるよう、ご契約者向けサービスとして、捜索のためのご相談等をお受けする「迷子検索サポートサービス」を提供しています。また、2009年度に続き、2010年度に新規に契約していただいた方を対象に、迷子検索サポート機能が付いた「Famica (ファミカ) カード」のプレゼントを行いました。「Famicaカード」とは、縦2.5センチ×横4センチの大きさのカードに、ご契約者名、ペットの名前、ペットのお写真、ペットが迷子になった場合の連絡先等が記載されています。「Famicaカード」の装着により、2010年度は20頭のペットが無事にご契約者のもとへ帰ることができました。



■キッザニア甲子園への「ペットショップ」パビリオンの出展

アニコムグループでは『キッザニア甲子園』のアーケードサポーターとして「ペットショップ」パビリオンを出展しています。

このパビリオンでは、子ども達が、家族の一員であるペットの「迷子札」のデザインを考え、世界でたった一つのオリジナルな迷子札を作る体験を通じて、「命ある動物を飼うことへの責任」や「ペットが迷子になったときのリスク」など、ペットを「家族」として最後まで責任を持って生活することの大切さを学んでいただきます。

今後も、『キッザニア甲子園』での体験を通じて、



次世代を担う子ども達に、ペットと暮らす楽しさと責任を伝えていきたいと考えています。

■予防への取り組み

アニコムグループでは、2010年11月20日に、「家庭どうぶつ白書2010」を発刊しました。

保険金支払い実績に基づいたペットの疾患統計、アンケートや独自調査の結果など、アニコムグループならではの多くのデータを収集し、様々な角度から分析しています。これらのデータを飼い主の皆様や動物病院など、幅広く共有していくことで、ペットを取り巻く環境がより良くなることを願い、継続的に有用なデータの開示を進めていきます。



■ペットボトルからワクチンを！「エコキャップ運動」に参加

アニコムグループでは、NPO法人エコキャップ推進協会が進める「エコキャップ運動」に参加しています。「エコキャップ運動」は、オフィス内で出たペットボトルごみのキャップを分別回収し、開発途上国の子どもへのワクチン代として寄付する取り組みで、アニコムグループでは、2010年度に20,000個を回収し、ポリオワクチン25人分相当を寄付しています。社員一人ひとりの小さな運動が、地球上のどこかの子どもの命につながることを祈って、今後もキャップの分別に取り組んでいきます。

以上の活動のほか、2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災された皆様や被災ペットへの救援活動を以下のとおり進めています。

■被災地における被災ペットの診療が可能な対応病院の情報を提供

被災地域及び近隣地域（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、山形県、長野県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県）において、被災したペットの診療が可能な対応病院（アニコム損保と提携する動物病院）の確認を行い、アニコム損保のホームページや携帯サイトで開示しています。

■「緊急災害時動物救援本部」への活動支援

緊急災害時動物救援本部（財団法人日本動物愛護協会・公益社団法人日本動物福祉協会・公益社団法人日本愛玩動

物協会・社団法人日本獣医師会により構成) に対する活動支援を行っています。同救援本部では、被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与や、救護活動を円滑に実施するため、政府・都道府県等の関係行政機関との連携を進めています。

(1) ボランティア受付業務システムの構築

飼い主とはなれ離れになってしまった犬・猫の一時預かりをしていただける方々、シェルターワーク等に就事していただける方々など、ボランティアの受付を行うシステムを開発し、利用していただいています。

(2) 緊急災害時動物救援本部の会議へのオブザーバー参加
アニコムグループの獣医師が震災発生直後から現地に入り、情報の収集に努めており、同救援本部の会議に出席して、現地の状況を随時報告しています。

(3) 救援医療物資の管理と発送先調査及び発送

緊急災害時動物救援本部が用意した獣医師会・動物病院・獣医師に向けた救援医療物資について、物資の調達・保管・適切な発送先の調査・決定、そして発送業務までをアニコムグループが支援しています。

■「社団法人日本獣医師会」への活動支援

(1) 医療救援物資の現地への搬送

社団法人日本動物医薬品協会、一般社団法人ペットフード協会等から社団法人日本獣医師会に提供された医療救援物資を、仙台市獣医師会の要請を受けて搬送しました。

(2) 被災ペットの救護活動支援策に関する仕組みづくり

被災ペットの診療・治療費用について、期間内(2011年5月11日~6月10日)であれば、被災者が支払う治療費に対して、「緊急災害時動物救援本部」等に寄せられた義援金から助成(全額または一部)が受けられる仕組みを立案し、実現に協力しました。

当社では、以上の独自の社会貢献活動のほか、社団法人日本損害保険協会の一員として、次のとおり損保業界としての「社会の安全・安心への貢献事業」に参画しています。

■環境問題への取り組み

(1) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減及び循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、「エコ安全ドライブCLUB」の運営や自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行って

ます。

(3) リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生する二酸化炭素排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。



■防災・自然災害対策

(1) 地域の防災力・消防

力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。



② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されています。



③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知



てもらった啓発活動を進めています。

(2) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子ども達が楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普

及を通じ、安全教育の促進を図っています。

②地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠償保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢ドライバー教育拡充事業支援、事故多発交差点研究助成等
- ・自動車事故被害者支援：交通事故無料法律相談の事業支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等



(2) 飲酒運転防止の取り組み

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

(3) 啓発活動

①Webサイト「全国交通事故多発交差点マップ」の啓発

事故の多い交差点（その付近も含む）での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5ヶ所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を社団法人日本損害保険協会のWebサイトで公開しています。



②自転車事故の防止

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日（10月7日）の取り組み

社団法人日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発として2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、例年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察などととも盗難防止チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

社団法人日本損害保険協会では、2001年の発足当初から官民合同プロジェクトチームに民間事務局として参画して盗難対策に取り組み、また、イモビライザ（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3) 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

II

業務について



1. 保険のしくみ	42
2. 取扱商品	43
3. 約款	44
4. 保険金のお支払い	45
5. 各種サービス	49

1

保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その報酬として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

(3) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が合理的、かつ、妥当なものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

なお、保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

(4) 保険料の收受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法もご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

取扱商品

当社のペット保険「どうぶつ健保」は、その名のとおり人の健康保険と同様に、次のことを商品コンセプトにしています。

- 動物病院における診療費の一定割合に限り、被保険者負担とすること
- 日本全国すべての動物病院で利用できること

具体的には、どうぶつのケガや病気について、動物病院において被保険者が負担した診療費のうち、保険の対象となる診療費の90%・70%・50%（「どうぶつ健保べいびい」と「どうぶつ健保すまいるべいびい」については、当初の1ヶ月に限り100%）をお支払いする商品です。

ただし、保険の対象とできない診療費があるほか、保険期間中であっても、お支払いの対象から除外される期間や支払限度額、手術の限度回数等がありますので、それらの詳細をパンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり等で説明しています。

(1) 販売商品の一覧

①ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

当社における最も一般的な商品であり、ご家庭等で飼養・管理されている所定年齢以下の「犬、猫、鳥、うさぎ、フェレット」をご契約対象としています。保険期間は1年、ご契約のプランにより、保険の対象となる診療費の90%・70%・50%をお支払いします。

なお、当社のホームページや携帯サイトからでも、ご契約いただける商品です。

②ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬、猫」をご購入されると同時にペットショップ（動物取扱業者）でご契約いただける商品です。保険期間は1年、支払割合については、保険期間の初日から1ヶ月は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11ヶ月はご契約のプランにより、90%・70%・50%をお支払いします。これは、どうぶつが生後間もない時期は、病気等にかかりやすいことに対応したものです。

③ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬、猫」のお引渡日から1ヶ月に限り保険の対象となる診療費の100%をお支払いする商品です。どうぶつにとって、病気等にかかりやすい時期にペットショップ（動物取扱業者）が保険を付保して販売することで、お客様が

より安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

④ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1ヶ月）終了時に合わせて、ご契約いただける商品です。保険期間は1年、ご契約のプランにより、保険の対象となる診療費の90%・70%・50%をお支払いします。

⑤ご希望により追加できる特約

ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人または他人の物に噛み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。所定の特約保険料を支払うことにより、前述①～②及び④の商品に追加できます。

(2) 商品の改定並びに開発の状況

- ・2008年11月 ●どうぶつの個体確認ルールを変更
- どうぶつの年齢確認ルールを変更
- ・2009年1月 ●加入審査制度を省略化
- オンライン加入方式を導入
- クーリングオフ制度の対象を拡大
- ・2009年2月 ●告知事項の一部を緩和
- ・2009年3月 ●ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」保険料分割払方式を導入
- ペット保険団体扱方式を導入
- ・2009年4月 ●ペット保険「どうぶつ健保べいびい」保険料分割払方式を導入
- ・2009年7月 ●保険事故の有無にかかわらず、ご契約の失効・解除時において保険料の返還等を行うこととする約款改定を実施
- ・2010年3月 ●保険法対応等を目的とした約款改定を実施
- ・2010年10月 ●以下の商品改定を実施
- ①入・通院限度日数を無制限に
- ②終身での継続を可に
- ③支払割合90%・70%プランの新設

【商品別の支払割合】

商品名	ペット賠償責任特約	1ヶ月目	2ヶ月目	...	12ヶ月目
①「どうぶつ健保ふぁみりい」	追加できます	90%・70%・50%	90%・70%・50%	...	90%・70%・50%
②「どうぶつ健保べいびい」	追加できます	100%	90%・70%・50%	...	90%・70%・50%
③「どうぶつ健保すまいるべいびい」	追加できません	100%	—	—	—
④「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」※	追加できます	90%・70%・50%	90%・70%・50%	...	90%・70%・50%

※④は、③の1ヶ月間の保険期間終了後の継続契約となります。

約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者・被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば、保険会社の保険金支払義務や、ご契約者等の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前及び締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明及び契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書として「契約概要」と「注意喚起情報」を作成しています。

また、当社は、「契約内容確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時に併せてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご連絡が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②「どうぶつ健康保険証」等の確認

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れてたりすることのないように、「どうぶつ健康保険証」等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをお勧めしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関するご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書としての「契約概要」と「注意喚起情報」等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

保険金のお支払い

保険会社は、お客様から保険料を先に収受し、その後、事故が発生した際に保険金のお支払いが発生するという、一般の事業会社とは収入と支出の順序が逆転する特殊な事業形態となっています。このため、当社では以下の二点が保険会社としての業務の根本であると考えております。

- 発生時期や内容が不確定な保険金のお支払いを、保険約款等に従ってお客様とのお約束どおりに着実に実行すること
- 適切な保険金のお支払いを通じて、将来に亘って安定して保険金を受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供すること

(1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

① アニコム損保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限ります。）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただくこととなります。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

② アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合や対応病院以外の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ保険金をご請求ください。当社では、お客様からの請求書類を受領後、ご指定の保険金受取口座へ保険金をお支払いします。

なお、ペット賠償責任特約（※）にかかる事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、43ページをご参照ください。

<アニコム損保対応病院制度について>

●窓口精算システム

当社では、お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

- ①「どうぶつ健康保険証」を提示する
- ②保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でおお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく「どうぶつ健康保険証」

●充実したアニコム損保対応病院数

全国4,853病院（2011年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応病院の窓口での精算によるものです。

●アニコム損保対応病院一覧

専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

(<http://www.anicom-ah.com/>)

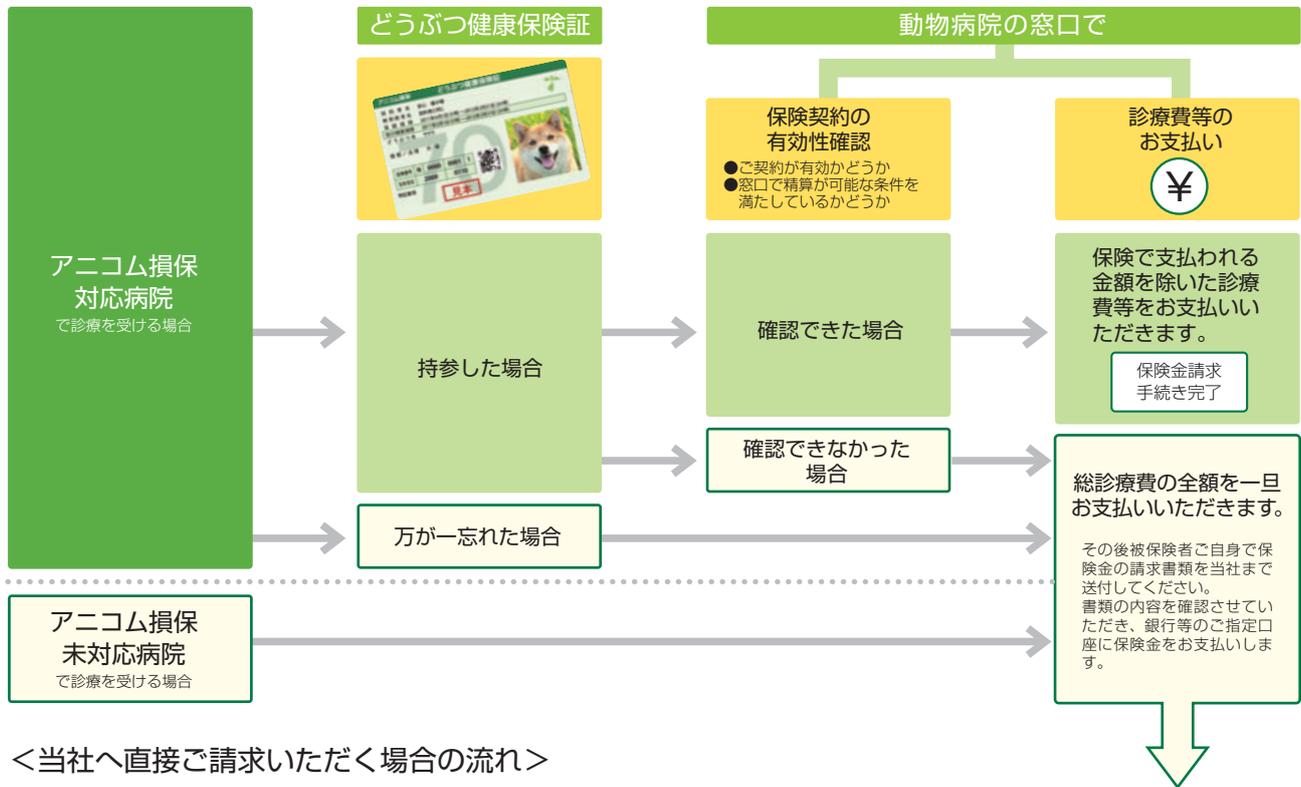


このステッカーが対応病院の目印です。

4

保険金のお支払い

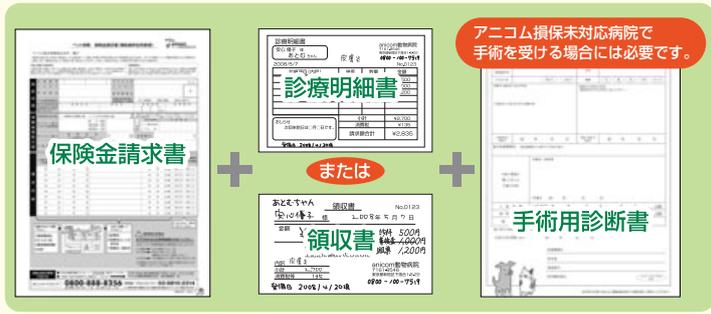
<保険金お支払いまでの標準的な流れ>



<当社へ直接ご請求いただく場合の流れ>

- ①動物病院窓口で総診療費の全額を一旦お支払いの上、「診療明細書」あるいは「領収書」をお受け取りいただきます。
(アニコム損保未対応病院で手術を受けられた場合は、「手術用診断書」も必要です。)
- ②被保険者ご自身で「保険金請求書」を記入していただきます。
- ③必要書類を当社までご送付いただきます。
保険金請求書類の送付先は、以下のとおりです。診療日からその日を含めて30日以内の送付をお願いしております。
※保険金請求書類の文書作成料は被保険者ご自身のご負担となります。
- ④請求に必要な事項がそろったすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、保険金請求書にご記入いただいた「保険金受取口座」に保険金をお支払いします。
ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。
 - 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合 …………… 90日
 - 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合 …………… 60日

保険金請求書類の送付先
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
アニコム損害保険株式会社
給付調査部給付サービス1課 宛



(2) 保険金のお支払い状況

2010年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

①半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2010年度	上期（2010年 4月～2010年9月）	475,909件	2,615件
	下期（2010年10月～2011年3月）	619,868件	3,295件
	合 計	1,095,777件	5,910件

②お支払いの対象とならなかった件数及びその内訳

お支払いの対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0件
	告知義務違反解除	0件
	通知義務違反解除	0件
	重大事由解除	0件
	支払事由非該当	3,089件
	免責事由該当	2,821件
	計	5,910件

③用語の説明

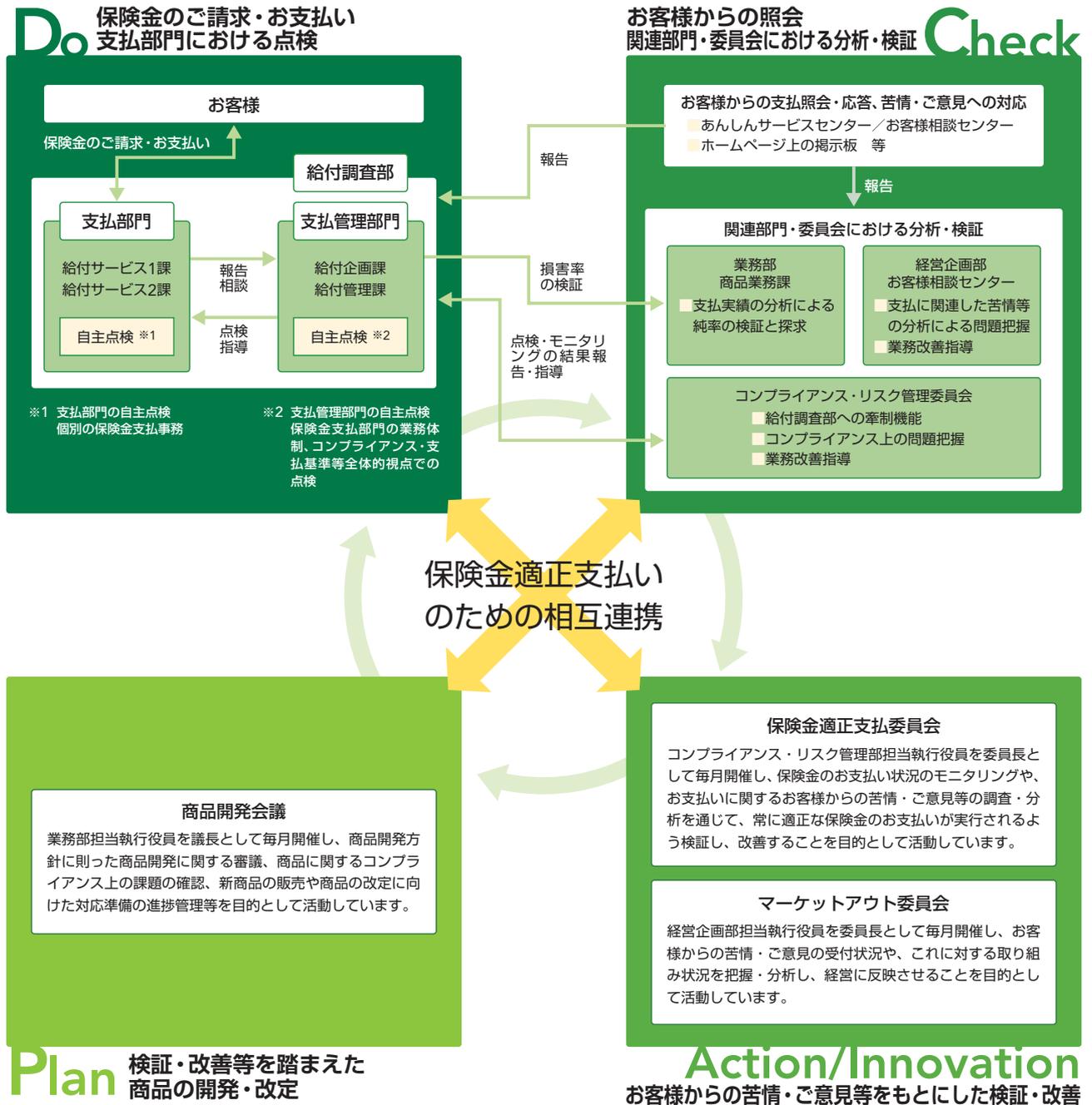
用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を、保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時にあらかじめ取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

4

保険金のお支払い

(3) 保険金の適正なお支払体制について

当社では、保険金支払部門である給付調査部のみならず社内に関連部門等と連携をはかることにより、保険金のお支払いを適正かつ迅速に遂行する体制を構築しています。また、PDCA/I (Plan⇒Do⇒Check⇒Action/Innovation) の実践により、適正な保険金支払体制の強化に向けた不断の改善を行っています。



当社では、ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

(1) しつけ・健康相談サービス

ペットの幼少期から高齢期まで、しつけや健康に関する相談を、コールセンターやホームページを通じて、アニコムカウンセラー、獣医師等がお受けしています。ホームページでは、どなたでも閲覧可能な掲示板「教えて！アニコム損保！しつけ・健康相談編」でのご相談のほか、「よくあるご質問」ページ内の「新規作成」フォームを利用して、公開せずにご相談いただくことも可能です。

(2) 迷子搜索サポートサービス

ペット保険にご契約いただいたどうぶつが迷子になってしまったとき、迷子搜索サポートを受けることができます。大切なわが子が迷子になった際には、搜索についてのアドバイスやご相談を受けることができますので、すぐにご連絡ください。また、ホームページに「迷子搜索サポートマップ」という専用ページを設けており、このページ上で迷子の発生をお知らせすることや、登録していただいている地域の搜索隊の方へ迷子搜索メールを配信することにより、搜索のお手伝いをします。



※本サービスは、グループのアニコムパフェ株式会社が運営しています。

しつけ・健康相談、迷子搜索サポートは以下の「あんしんサービスセンター」で承ります。なお、しつけ・健康相談は、平日のみの予約制となります。

- 電話：0800-888-8256
03-6810-2314 (携帯電話・PHS)
- 受付時間：平日9：30～17：30
(土日・祝日9：30～15：30)

(3) マイページ (ご契約者専用ページ)

「マイページ (ご契約者専用ページ)」をパソコン及び携帯電話のホームページ上にご用意しており、インターネットから、ご契約内容の照会や住所、電話番号、改姓等のご契約者様情報の変更手続きのほか、保険金請求書のダウンロードや、保険金等のお受取実績の確認等も可能となっています。

■パソコンでのサービス内容

(<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>)

- 契約内容の照会
- ご契約者情報の変更
- 「どうぶつ健康保険証」用の写真の変更
- Web保険証券の閲覧とダウンロード
- 保険金請求書のダウンロード
- 保険金等受取実績の確認
- 保険金請求手続き状況の確認
- 保険料払込状況の確認
- ご契約のしおり等送付省略のご登録
- パスワードの変更



■携帯電話でのサービス内容

(<http://m.anicom-s.jp/>)

- 契約内容の照会
- ご契約者情報の変更
- 「どうぶつ健康保険証」用の写真の変更
- パスワードの変更



5

各種サービス

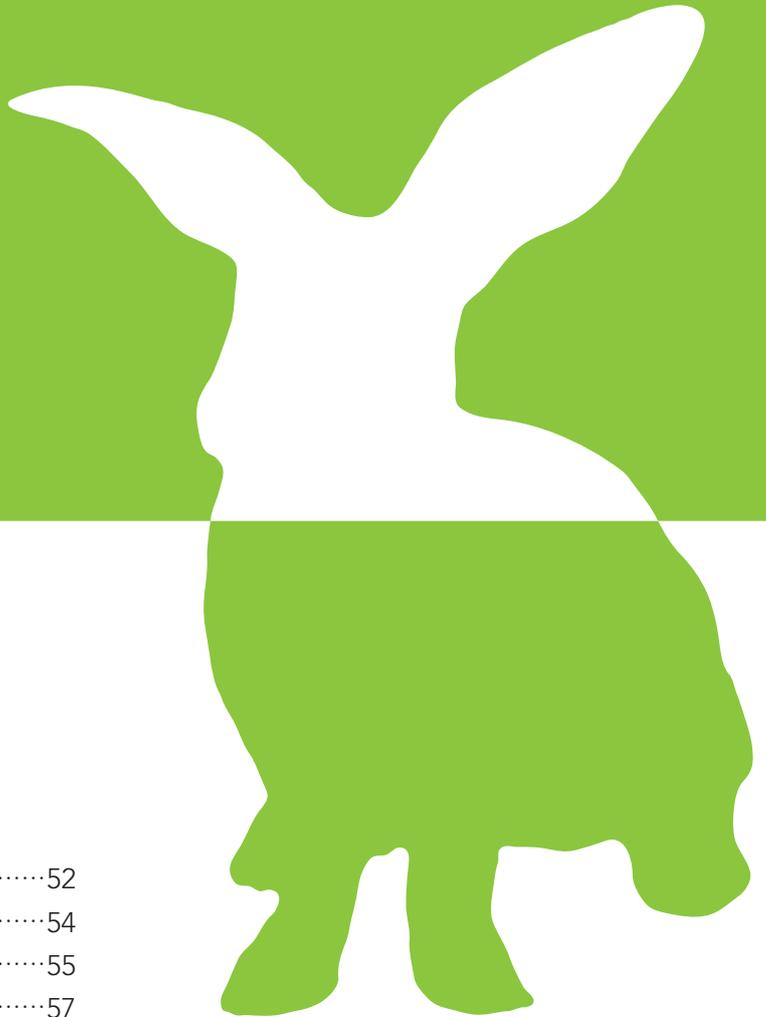
(4) しっぽの学校 (コミュニケーションサイト)

どうぶつと暮らすご家族、どうぶつ大好きなご家族のための情報交換サイトです。日々の暮らしの様子を共有したり、どうぶつに関する悩みごとを相談するなど、色々な交流ができます。(http://www.shippo-school.com/)



III

コーポレート データ



1. 株式の状況等	52
2. 会社の組織	54
3. 役員の状況	55
4. 従業員の状況等	57

株式の状況等

(1) 株式の状況 (2011年3月31日現在)

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

①発行する株式の種類	普通株式
②発行可能株式総数	240,000株
③発行済株式総数	115,740.4株

(2) 基本事項

①事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
②定時株主総会	毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催します。
③基準日	3月31日
④公告方法	電子公告により行います。(http://www.anicom-sompo.co.jp/company/finance/) ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(3) 株主総会の開催状況

■第6回定時株主総会

〈開催日〉 2011年(平成23年)6月24日(金)

〈報告事項〉

第6期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

〈決議事項〉

取締役4名選任の件

原案のとおり、小森 伸昭、百瀬 由美子、平井 聡、畑古 明宏の各氏が選任され就任しました。

(4) 資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数（普通株式）		資本金		資本準備金		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)（※）より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)（※）に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月18日	10,000株	115,740.4株	250百万円	4,350百万円	250百万円	1,464百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2011年3月31日現在	—	115,740.4株	—	4,350百万円	—	1,464百万円	—

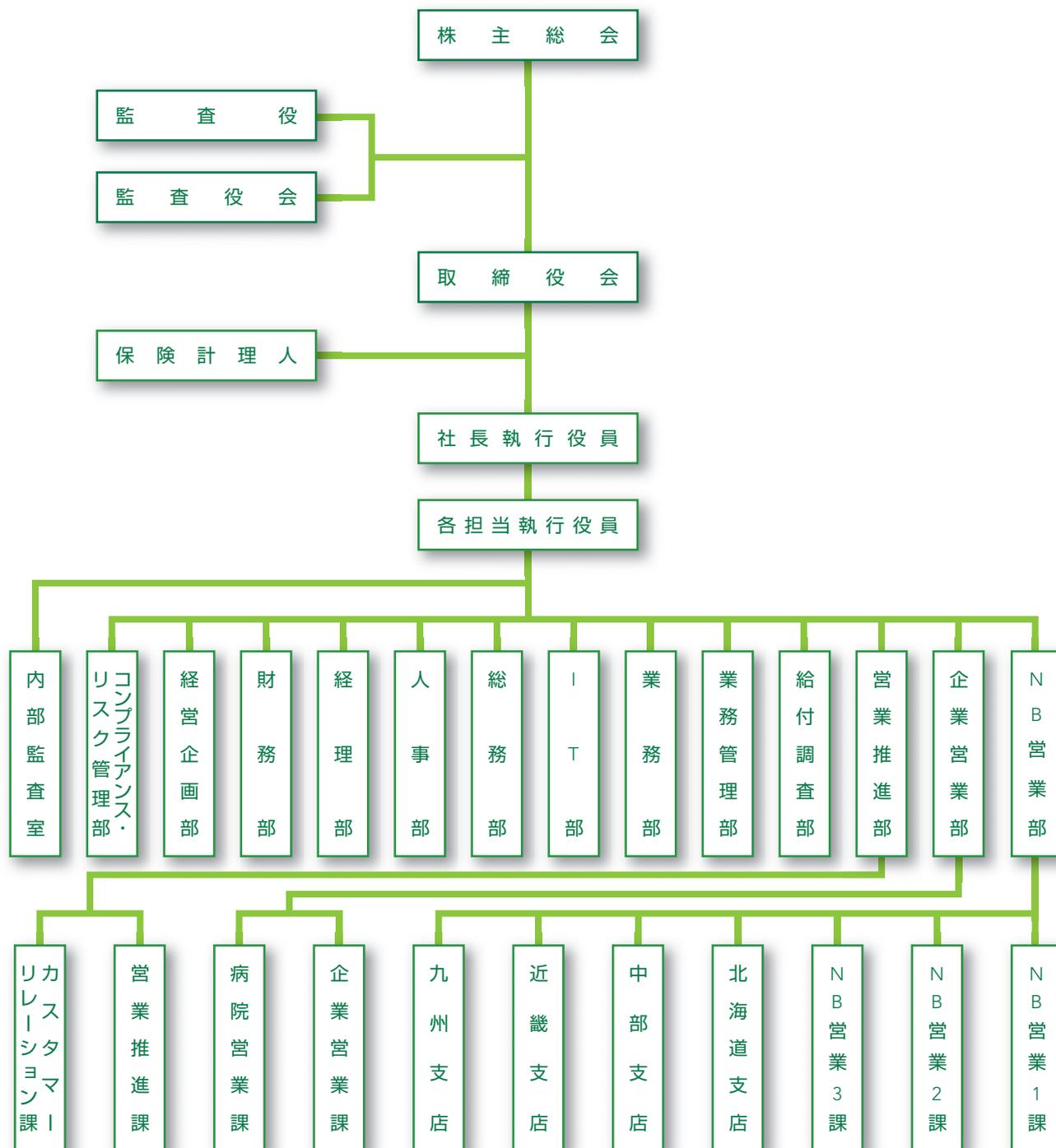
※ 現アニコム ホールディングス株式会社

会社の組織 (2011年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。
営業の拠点として、札幌、名古屋、大阪、福岡に支店を設置しています。

※営業以外の部門に配する課の表示は省略しました。

※支店の所在地については、2ページをご参照ください。



役員の状況

※ 社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2011年(平成23年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
代表取締役 社長執行役員	小森 伸昭 (昭和44年5月2日生)	平成4年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 アニコムホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) アニコム損害保険株式会社 代表取締役社長(現任) (主要な兼職状況) アニコムホールディングス株式会社 代表取締役社長 アニコムフロンティア株式会社 取締役 アニコムパフェ株式会社 取締役	総括 内部監査室
常務取締役 執行役員	白瀬 由美子 (昭和42年9月8日生)	平成3年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成15年5月 平成17年8月 平成18年1月 平成22年7月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 アニコムホールディングス株式会社 入社 同社 取締役 同社 常務取締役(現任) アニコム損害保険株式会社 取締役 同社 常務取締役(現任) (主要な兼職状況) アニコムホールディングス株式会社 常務取締役	人事部 総務部 IT部 業務管理部
取締役 執行役員	平井 聡 (昭和38年9月4日生)	昭和63年4月 平成19年4月 平成19年6月	セゾン自動車火災保険株式会社 入社 アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 取締役(現任)	経営企画部
取締役 執行役員	畑古 明宏 (昭和44年4月25日生)	平成4年4月 平成18年12月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 取締役(現任)	企業営業部 NB営業部
執行役員	宮野 堪介 (昭和52年3月3日生)	平成12年7月 平成18年12月	アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	業務部
執行役員	安藤 顕司 (昭和46年5月14日生)	平成元年9月 平成7年1月 平成15年8月 平成18年1月 平成20年4月	株式会社ティーバード 入社 株式会社プロトコーポレーション 入社 INTAC VISION SINGAPORE PTE LTD 入社 アニコムホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	給付調査部
執行役員	伊藤 幹夫 (昭和39年12月9日生)	昭和63年4月 平成17年9月 平成19年8月 平成20年6月	株式会社りそな銀行 入行 ディップ株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 執行役員(現任)	財務部

役員の状況

※社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2011年(平成23年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
執行役員	おおくぼ こうじ 大久保 弘二 (昭和46年5月21日生)	平成 6年 4月 平成20年 1月 平成20年 6月	新日本有限責任監査法人 入所 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	経理部
執行役員	のだ しんご 野田 真吾 (昭和51年2月15日生)	平成11年 4月 平成17年10月 平成22年 4月	エムエスティ保険サービス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	営業推進部
執行役員	すみ 寛 鷺見 寛 (昭和29年8月24日生)	昭和52年 4月 昭和56年 1月 平成 9年 6月 平成16年 9月 平成22年 4月 平成23年 4月	エース損害保険株式会社 入社 セゾン自動車火災保険株式会社 入社 同社 取締役 セコム損害保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 執行役員(現任)	コンプライアンス・ リスク管理部
常勤監査役	ふじた しんいちろう 藤田 信一郎 (昭和20年10月30日生)	昭和43年 4月 平成18年 1月 平成20年 6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 内部監査室長 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	しおかわ のぶあき 塩川 伸明 (昭和22年8月6日生)	昭和45年 4月 平成14年 7月 平成18年 7月 平成20年 6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 入社 同社 執行役員兼事務システム部長 アニコム損害保険株式会社 監査役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—
監査役 (社外)	いわもと こういちろう 岩本 康一郎 (昭和42年2月4日生)	平成 8年 4月 平成17年 4月 平成19年 7月 平成20年 8月 平成23年 2月	弁護士登録 三好総合法律事務所 入所 岩本・高久・渡辺法律事務所開設 弁護士 株式会社QLC 監査役 アニコム損害保険株式会社 監査役(現任) ライツ法律特許事務所開設 弁護士(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—

従業員の状況等

(1) 従業員の状況 (2011年3月31日現在)

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
212名	32.7歳	3.6年	4,916千円

(注) 1. 人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2. 平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) ダイバーシティーの推進

当社では、すべての社員が人と人とのつながりを尊重し、そのつながりから多くのこと学ぶことによって自らの成長を日々促進させ、企業の成長及び社会の発展に寄与していくことを目的として、ダイバーシティーを推進しています。

①女性活躍支援

当社では、全従業員に対する女性の割合が約60%を占めており、管理職も概ね同様の割合を占めています。また過去2年間においては出産を迎えた全ての女性が産休・育児休暇を取得しており、復職後も短時間勤務制度を活用し、育児と仕事を両立できるよう支援しています。

②外国人の積極採用

当社では7名の外国籍社員（契約社員含む）が在籍しており、国籍に関係なく意欲・能力のある人材が幅広い分野で活躍できる環境づくりに取り組んでいます。また、これらの社員による外国語講座を定期的実施するなど、全社員がグローバルな視点で活躍できるような人材育成も行っていきます。

③障がい者活躍支援

人事部が主体となり、雇用の促進に積極的に取り組むとともに、必要に応じて配属部門に「支援担当者」を配置し、個々の状況に応じた支援体制を構築しています。

④定年制の撤廃

当社では定年制を完全撤廃し、年齢にこだわらず能力を発揮できる環境づくりを促進しています。

(3) 採用方針

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍等にとらわれず、人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長し、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

また、一般の学生及び内定者を対象に、当社への理解を深めていただくこと等を目的として、以下の取り組みを行っ

ています。

①1DAYインターンシップ

2010年度は、当社への理解を深めていただくとともに、「会社とは」「仕事とは」といった社会人に向けてのイメージを高める場として、様々な学部の子生向けに1DAYインターンシップを実施しました。

②家族懇親会の実施

社会人として新たなスタートを迎える学生のご家族様向けに、当社の方針や職場環境を実際に肌で感じていただくことで、当社をより身近に感じていただき、社員の社会人生活を支えていただくことを目的として、職場での家族懇親会を実施しています。

③先輩社員制度

内定者1名に対して若手社員を1名ずつ配置し、内定から入社までのサポートやコミュニケーションの活性化を図り、入社後スムーズに活躍できるよう「自律型社員」の早期育成に取り組んでいます。

(4) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。また、あらゆる状況において、ロール（役割）をプレイ（演技）する組織風土を醸成し、何事にも勇気をもって実践することによって社員が自己成長を遂げ、真のプロ人材となるよう育成に努めています。

①アニコム大学

当社の教育体系は、グループで実施している「アニコム大学」のプログラムをベースに「OJT（体験型）」「イントラネットを活用した全社員テスト（毎週実施）」「集合研修」「自己啓発」の主に4つの柱で構成し、それぞれの役職に応じた研修や勉強会を実施しています。

②ジョブローテーション制度

当社では、定期的に担当部署を異動する「ジョブローテーション」を実施しています。一つの分野に限定することなく社員全員が多くの業務に携わることで、会社の全体像や各部署の重要性（オールバリューチェーン）を実体験として理解することができると同時に、経営的な視点を持てる人材の育成やモチベーションの向上、新たなビジネスの創出へとつなげていきます。また、ローテーションを行うことにより業務習熟度の向上を維持し、常に個人と組織の能力を効率的に発揮できる環境づくりを行うとともに、多面的に評価を受ける機会を提供しています。

従業員の状況等

(5) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めており、法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児支援手当等の諸制度を実施しています。

(6) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、人権を尊重した企業活動を行うべく教育研修を行うとともに、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け、社内及び社外に相談窓口（ホットライン）を設置しています。社内の相談窓口は持株会社であるアニコム ホールディングス株式会社のコンプライアンス・リスク管理部とし、社外の相談窓口としては、外部の法律事務所と契約し、常時相談できる体制になっています。

IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………60
2. 業務の状況を示す指標……………61

IV-2 財産の状況

1. 計算書類……………70
2. リスク管理債権……………76
3. 債務者区分に基づいて区分された債権……………76
4. ソルベンシー・マージン比率……………77
5. 時価情報……………79
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書……………80

- 損害保険用語の解説……………81

直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
正味収入保険料	—	—	6,441	8,980	10,858
経常収益	17	26	6,473	9,076	10,952
経常利益	△98	△78	△1,275	183	176
当期純利益	△209	△90	△1,286	124	225
資本金の額及び発行済株式の総数	3,000 (61,740.4株)	3,500 (81,740.4株)	4,100 (105,740.4株)	4,350 (115,740.4株)	4,350 (115,740.4株)
純資産額	2,871	3,782	3,689	4,340	4,561
総資産額	2,968	4,075	7,955	9,770	11,306
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	3,206	4,125	5,267
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	2,283	2,804	5,212	6,644	6,086
ソルベンシー・マージン比率	—%	28,819.1%	633.3%	468.0%	482.8%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	18名	80名	151名	193名	212名

(注) 平成18年度は、アニコム インシュアランス プランニング株式会社 (準備会社) の数値です。

業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

<正味収入保険料>

(単位：百万円)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4	10,858	100.0	20.9
(うちペット保険)	(6,441)	(100.0)	—	(8,980)	(100.0)	(39.4)	(10,858)	(100.0)	(20.9)
合計	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4	10,858	100.0	20.9

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

<元受正味保険料>

(単位：百万円)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4	10,858	100.0	20.9
(うちペット保険)	(6,441)	(100.0)	—	(8,980)	(100.0)	(39.4)	(10,858)	(100.0)	(20.9)
合計	6,441	100.0	—	8,980	100.0	39.4	10,858	100.0	20.9

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	35	59	100
(うちペット保険)	(35)	(59)	(100)
合計	35	59	100

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

業務の状況を示す指標

④ 保険引受利益の額

< 保険引受利益 >

(単位：百万円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険引受収益	6,441	9,003	10,858
保険引受費用	5,616	5,541	7,146
営業費及び一般管理費	2,774	3,079	3,316
その他収支	—	—	—
保険引受利益	△1,949	383	395

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

[種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	△1,949	383	395
(うちペット保険)	(△1,949)	(383)	(395)
合計	△1,949	383	395

⑤ 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

< 正味支払保険金 >

(単位：百万円)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2	4,829	100.0	28.2
(うちペット保険)	(1,368)	(100.0)	—	(3,766)	(100.0)	(175.2)	(4,829)	(100.0)	(28.2)
合計	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2	4,829	100.0	28.2

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

< 元受正味保険金 >

(単位：百万円)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2	4,829	100.0	28.2
(うちペット保険)	(1,368)	(100.0)	—	(3,766)	(100.0)	(175.2)	(4,829)	(100.0)	(28.2)
合計	1,368	100.0	—	3,766	100.0	175.2	4,829	100.0	28.2

⑥ 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	24.4	48.0	72.4	45.5	40.3	85.8	48.1	36.3	84.4
(うちペット保険)	(24.4)	(48.0)	(72.4)	(45.5)	(40.3)	(85.8)	(48.1)	(36.3)	(84.4)
合計	24.4	48.0	72.4	45.5	40.3	85.8	48.1	36.3	84.4

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	60.9	89.8	150.7	48.6	43.3	92.0	53.4	39.2	92.6
(うちペット保険)	(60.9)	(89.8)	(150.7)	(48.6)	(43.3)	(92.0)	(53.4)	(39.2)	(92.6)
合計	60.9	89.8	150.7	48.6	43.3	92.0	53.4	39.2	92.6

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国内	100.0%	100.0%	100.0%
海外	—	—	—

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

業務の状況を示す指標

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	523	500	653
(うちペット保険)	(523)	(500)	(653)
合計	523	500	653

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	3,206	4,125	5,267
(うちペット保険)	(3,206)	(4,125)	(5,267)
合計	3,206	4,125	5,267

② 責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

③ 責任準備金の残高の内訳

<平成21年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	3,631	493	—	—	—	4,125
(うちペット保険)	(3,631)	(493)	—	—	—	(4,125)
合計	3,631	493	—	—	—	4,125

<平成22年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	4,425	841	—	—	—	5,267
(うちペット保険)	(4,425)	(841)	—	—	—	(5,267)
合計	4,425	841	—	—	—	5,267

④引当金の期末残高及び期中の増減額

<平成21年度>

(単位：百万円)

区分	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度減少額		平成21年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	21	29	21	—	29
価格変動準備金	0	0	—	—	1
合計	22	30	21	—	31

<平成22年度>

(単位：百万円)

区分	平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度減少額		平成22年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	29	41	29	—	41
価格変動準備金	1	0	—	—	2
合計	31	42	29	—	44

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表

<平成21年度>

(単位：百万円)

区分		平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度末 残高
資本金		4,100	250	—	4,350
うち 既発行株式	普通株式	(105,740.4株) 4,100	(10,000株) 250	—	(115,740.4株) 4,350
	合計	(105,740.4株) 4,100	(10,000株) 250	—	(115,740.4株) 4,350
資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,214	250	—	1,464
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,214	250	—	1,464
利益剰余金	その他利益剰余金	△1,622	124	—	△1,498
	(繰越利益剰余金)	—	—	—	—
	合計	△1,622	124	—	△1,498

<平成22年度>

(単位：百万円)

区分		平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度 減少額	平成22年度末 残高
資本金		4,350	—	—	4,350
うち 既発行株式	普通株式	(115,740.4株) 4,350	—	—	(115,740.4株) 4,350
	合計	(115,740.4株) 4,350	—	—	(115,740.4株) 4,350
資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,464	—	—	1,464
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,464	—	—	1,464
利益剰余金	その他利益剰余金	△1,498	225	—	△1,272
	(繰越利益剰余金)	—	—	—	—
	合計	△1,498	225	—	△1,272

業務の状況を示す指標

⑦ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定しています。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	平成21年度	83百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	平成22年度	100百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成21年度	523	380	2	140
平成22年度	500	457	8	34

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑨ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑩ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	875	1,310	1,535
物件費	2,059	2,027	2,131
税金	43	58	69
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	0	3	4
諸手数料及び集金費	314	538	629
合計	3,293	3,938	4,370

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」、「流動性」の確保に努めており、「収益性」、「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しています。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、特に保険事業とのシナジーが働きやすい分野を中心に多様な機会創出をするという哲学のもと、分散投資を行っていきます。

②資産運用リスク管理体制

当社では、運用フロント業務を財務部、運用事務を経理部、リスク管理をコンプライアンス・リスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでいます。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	441	5.6	925	9.5	2,777	24.6
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	5,212	65.5	6,644	68.0	6,086	53.8
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	11	0.2	12	0.1	7	0.1
運用資産計	5,665	71.2	7,582	77.6	8,871	78.5
総資産	7,955	100.0	9,770	100.0	11,306	100.0

④利息及び配当金収入並びに運用資産利回り

(単位：百万円)

区分	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.18	1	0.18	3	0.22
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	30	0.90	69	1.18	66	1.04
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	30	0.81	70	1.08	70	0.86
その他	—	—	—	—	—	—
合計	30	—	70	—	70	—

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

⑤海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

業務の状況を示す指標

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	1,907	36.6	2,308	34.7	2,605	42.8
地方債	100	1.9	100	1.5	—	—
社債	2,808	53.9	3,736	56.2	2,827	46.4
株式	56	1.1	56	0.9	52	0.9
外国証券	—	—	303	4.6	—	—
その他の証券	339	6.5	139	2.1	600	9.9
合計	5,212	100.0	6,644	100.0	6,086	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公社債	1.01	1.23	1.23
株式	—	—	—
外国証券	—	1.47	1.80
その他の証券	0.26	0.08	0.07
合計	0.90	1.18	1.04

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成21年度末>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	599	1,003	704	—	—	—	2,308
地方債	100	—	—	—	—	—	100
社債	1,202	1,013	293	202	1,024	—	3,736
株式	—	—	—	—	—	56	56
外国証券	—	99	204	—	—	—	303
その他の証券	—	—	—	—	—	139	139
合計	1,902	2,116	1,202	202	1,024	195	6,644

<平成22年度末>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	500	1,001	404	—	699	—	2,605
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	402	1,006	201	504	712	—	2,827
株式	—	—	—	—	—	52	52
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	600	600
合計	902	2,008	606	504	1,411	652	6,086

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	平成20年度末			平成21年度末			平成22年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—	—	—	500	0	1.2
化学	—	—	—	—	—	—	700	1	2.1
陸運業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食品	—	—	—	—	—	—	200	0	0.5
情報・通信	—	—	—	—	—	—	300	0	1.3
サービス	170	56	100.0	170	56	100.0	51,000	50	94.9
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	170	56	100.0	170	56	100.0	52,700	52	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑫担保別貸付金残高

該当ありません。

⑬使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑭業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑯有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
土地	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
建物	11	12	7
営業用	11	12	7
賃貸用	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
合計	11	12	7
営業用	11	12	7
賃貸用	—	—	—
リース資産	—	6	7
その他の有形固定資産	21	26	26
有形固定資産合計	33	45	42

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定運用収支

該当ありません。

計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	925	2,777
現金	0	0
預貯金	925	2,777
有価証券	6,644	6,086
国債	2,308	2,605
地方債	100	—
社債	3,736	2,827
株式	56	52
外国証券	303	—
その他の証券	139	600
有形固定資産	45	42
建物	12	7
リース資産	6	7
その他の有形固定資産	26	26
無形固定資産	202	363
ソフトウェア	104	115
ソフトウェア仮勘定	95	246
リース資産	2	1
その他資産	1,899	1,908
未収保険料	48	63
未収金	376	577
未収収益	22	17
預託金	1	1
仮払金	36	99
保険業法第113条繰延資産	1,131	969
開業費	281	179
繰延税金資産	53	127
資産の部合計	9,770	11,306

(平成22年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- 有形固定資産(リース資産は除く)の減価償却は、定率法によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所

科目	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	4,625	5,920
支払備金	500	653
責任準備金	4,125	5,267
その他負債	773	780
未払法人税等	40	44
預り金	17	22
未払金	362	271
仮受金	344	432
リース債務	8	9
賞与引当金	29	41
特別法上の準備金	1	2
価格変動準備金	1	2
負債の部合計	5,430	6,745
(純資産の部)		
資本金	4,350	4,350
資本剰余金	1,464	1,464
資本準備金	1,464	1,464
利益剰余金	△1,498	△1,272
その他利益剰余金	△1,498	△1,272
(繰越利益剰余金)	(△1,498)	(△1,272)
株主資本合計	4,315	4,541
その他有価証券評価差額金	24	19
評価・換算差額等合計	24	19
純資産の部合計	4,340	4,561
負債及び純資産の部合計	9,770	11,306

- 管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
- 開業費は、5年間で償却しております。
- 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は4百万円減少し、税引前当期純利益は13百万円減少しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、57百万円であります。

13. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	653百万円
同上にかかる出再支払備金	—百万円
差引（イ）	653百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	—百万円
計（イ+ロ）	653百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	4,425百万円
同上にかかる出再責任準備金	—百万円
差引（イ）	4,425百万円
その他の責任準備金（ロ）	841百万円
計（イ+ロ）	5,267百万円

14. 関係会社に対する金銭債務の総額は62百万円であります。

15. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

繰越欠損金	468百万円
責任準備金	304百万円
支払備金	45百万円
有価証券評価損	26百万円
未払事業税	12百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	15百万円
繰延資産償却限度額超過額	2百万円
一括償却資産償却限度額超過額	1百万円
減価償却限度額超過額	5百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	890百万円
評価性引当額	△336百万円
繰延税金資産合計	553百万円
繰延税金負債との相殺	△425百万円
繰延税金資産の純額	127百万円

(2) 繰延税金負債

保険業法113条繰延資産認容	△351百万円
開業費認容	△63百万円
その他有価証券評価差額金	△11百万円
繰延税金負債合計	△425百万円
繰延税金資産との相殺	425百万円
繰延税金負債の純額	—百万円

16. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	36.2
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9
住民税均等割	5.8
繰越欠損金の減少による評価性引当金戻入	△84.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△37.7

17. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信等とし、年度資産運用ガイドラインに規定する対応資産枠ごとに、同ガイドラインに準拠した資産運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、

株式投信等であり、下記のリスクに晒されております。

(イ) 市場関連リスク

金利、株価といった市場の変動により、ポートフォリオの時価価値が下落し、損失を被るリスクを指します。

(ロ) 信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの時価価値が下落し、損失を被るリスクを指します。

③金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（主管部は財務部、統括部はコンプライアンス・リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

(イ) 市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(ロ) 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、財務状況や時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	2,777	2,777	—
(2) 有価証券	6,036	6,052	16
資産計	8,813	8,830	16

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（貸借対照表計上額50百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

18. 1株当たりの純資産額は39,408円93銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産は4,561百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は115,740.4株であります。

19. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1

計算書類

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
経常収益	9,076	10,952
保険引受収益	9,003	10,858
正味収入保険料	8,980	10,858
支払備金戻入額	22	—
資産運用収益	70	85
利息及び配当金収入	70	70
有価証券売却益	0	15
その他経常収益	2	7
経常費用	8,892	10,775
保険引受費用	5,541	7,146
正味支払保険金	3,766	4,829
損害調査費	316	392
諸手数料及び集金費	538	629
支払備金繰入額	—	152
責任準備金繰入額	919	1,141
資産運用費用	—	6
有価証券評価損	—	6
営業費及び一般管理費	3,082	3,347
その他経常費用	268	274
支払利息	0	0
創立費償却額	2	—
開業費償却額	102	102
保険業法第113条繰延資産償却費	161	161
その他の経常費用	2	10
経常利益	183	176
特別損失	117	13
前期損益修正損	107	—
固定資産処分損	1	3
特別法上の準備金繰入額	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
その他特別損失	7	9
税引前当期純利益	66	163
法人税及び住民税	9	9
法人税等調整額	△67	△71
法人税等合計	△57	△61
当期純利益	124	225

(平成22年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、585百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 収入保険料 | 10,858百万円 |
| 支払再保険料 | —百万円 |
| 差引 | 10,858百万円 |
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 支払保険金 | 4,829百万円 |
| 回収再保険金 | —百万円 |
| 差引 | 4,829百万円 |
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 629百万円 |
| 出再保険手数料 | —百万円 |
| 差引 | 629百万円 |
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|--------|
| 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) | 152百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | —百万円 |
| 差引(イ) | 152百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ) | —百万円 |
| 計(イ+ロ) | 152百万円 |

- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|----------|
| 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) | 793百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | —百万円 |
| 差引(イ) | 793百万円 |
| その他の責任準備金繰入額(ロ) | 348百万円 |
| 計(イ+ロ) | 1,141百万円 |
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-------|
| 預貯金利息 | 3百万円 |
| 有価証券利息・配当金 | 66百万円 |
| 計 | 70百万円 |

3. 1株当たりの当期純利益は1,948円56銭であります。
なお、算定上の基礎である当期純利益は225百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は115,740.4株であります。

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務4名 経営指導	経営指導料	585	未払金	41

(注) 1. 取引金額は税込みで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料は、当社が委託する経営指導及び業務委託内容等を勘案した上で、会社の事業規模等により決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	66	163
減価償却費	32	51
支払備金の増減額 (△は減少)	△22	152
責任準備金の増減額 (△は減少)	919	1,141
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8	11
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	0	0
利息及び配当金収入	△70	△70
株式交付費	1	—
有価証券関係損益 (△は益)	△0	△9
有形固定資産関係損益 (△は益)	—	3
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	186	△15
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	321	77
小計	1,444	1,508
利息及び配当金の受取額	57	83
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△9	△9
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,492	1,581
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△190	△1,950
有価証券の取得による支出	△2,745	△3,694
有価証券の売却・償還による収入	1,350	4,249
資産運用活動計	△1,585	△1,394
(営業活動及び資産運用活動計)	(△93)	(186)
有形固定資産の取得による支出	△15	△22
その他	△94	△259
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,695	△1,676
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1	△2
株式の発行による収入	498	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	496	△2
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	293	△98
V 現金及び現金同等物期首残高	332	625
VI 現金及び現金同等物期末残高	625	527

(平成22年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成23年3月31日現在)

現金及び預貯金	2,777百万円
定期預金	△2,250百万円
現金及び現金同等物	527百万円

2. 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,100	4,350
当期変動額		
新株の発行	250	—
当期変動額合計	250	—
当期末残高	4,350	4,350
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,214	1,464
当期変動額		
新株の発行	250	—
当期変動額合計	250	—
当期末残高	1,464	1,464
資本剰余金合計		
前期末残高	1,214	1,464
当期変動額		
新株の発行	250	—
当期変動額合計	250	—
当期末残高	1,464	1,464
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△1,622	△1,498
当期変動額		
当期純利益	124	225
当期変動額合計	124	225
当期末残高	△1,498	△1,272
利益剰余金合計		
前期末残高	△1,622	△1,498
当期変動額		
当期純利益	124	225
当期変動額合計	124	225
当期末残高	△1,498	△1,272

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
株主資本合計		
前期末残高	3,691	4,315
当期変動額		
新株の発行	500	—
当期純利益	124	225
当期変動額合計	624	225
当期末残高	4,315	4,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△2	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	△4
当期変動額合計	26	△4
当期末残高	24	19
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△2	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	△4
当期変動額合計	26	△4
当期末残高	24	19
純資産合計		
前期末残高	3,689	4,340
当期変動額		
新株の発行	500	—
当期純利益	124	225
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	△4
当期変動額合計	650	220
当期末残高	4,340	4,561

(平成22年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	115,740.4	—	—	115,740.4

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2

リスク管理債権

(1) 破綻先債権	該当ありません。
(2) 延滞債権	該当ありません。
(3) 3ヵ月以上延滞債権	該当ありません。
(4) 貸付条件緩和債権	該当ありません。
(5) リスク管理債権の合計額	該当ありません。

3

債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
(2) 危険債権	該当ありません。
(3) 要管理債権	該当ありません。
(4) 正常債権	該当ありません。

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成21年度末	平成22年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,432	4,264
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	2,902	3,392
価格変動準備金	1	2
危険準備金	—	—
異常危険準備金	493	841
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	34	27
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	1,466	1,766
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	1,419	1,711
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	82	74
経営管理リスク (R ₅)	45	53
巨大災害リスク (R ₆)	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	468.0%	482.8%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
 - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4

ソルベンシー・マージン比率

■参考：平成23年度末（平成24年3月31日）から適用される新基準による数値

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末（平成24年3月31日）から新基準（注）が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

（注）「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号（平成24年3月31日から適用）の改定内容を反映したものです。

（単位：百万円）

項目	平成22年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	4,264
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	3,392
価格変動準備金	2
危険準備金	—
異常危険準備金	841
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	27
土地の含み損益	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	—
その他	—
(B) リスクの合計額	2,803
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	
一般保険リスク（ R_1 ）	2,717
第三分野保険の保険リスク（ R_2 ）	—
予定利率リスク（ R_3 ）	—
資産運用リスク（ R_4 ）	100
経営管理リスク（ R_5 ）	84
巨大災害リスク（ R_6 ）	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	304.1%

時価情報

(1) 有価証券

<平成21年度>

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		平成21年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	2,009	2,039	29
	小計	2,009	2,039	29
合計		2,009	2,039	29

③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		平成21年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	3,046	3,008	37
	外国証券	303	298	5
	その他	139	139	—
	小計	3,489	3,446	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,088	1,094	△5
	小計	1,088	1,094	△5
合計		4,578	4,540	38

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていません。

<平成22年度>

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		平成22年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	2,904	2,925	20
	小計	2,904	2,925	20
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	697	693	△3
	小計	697	693	△3
合計		3,602	3,619	16

③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		平成22年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,629	1,598	31
	株式	2	2	0
	その他	—	—	—
	小計	1,632	1,601	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	200	200	△0
	株式	0	0	△0
	その他	600	600	—
	小計	800	801	△0
合計		2,433	2,402	31

④ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	平成21年度			平成22年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	650	0	—	2,449	15	—

⑤ 減損処理を行った有価証券

平成22年度において、その他有価証券について6百万円（時価を把握することが極めて困難と認められるもの）減損処理を行っています。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成にかかる内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2011年6月24日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長 小森伸昭

私は、当社の2010年4月1日から2011年3月31日までの第6期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■ かけ

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除(いわゆる解約のことです。)、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出いただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出はならないという義務をいいます。

■ さけ

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【指定紛争解決機関】

2009年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関であり、銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。金融機関は指定紛争解決機関との間で、(1) 苦情処理・紛争解決手続の応諾、(2) 事情説明・資料提出、(3) 手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められています。

【支払準備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標の一つです。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

■ たけ

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

損害保険用語の解説

■ は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といえます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

■ ま行

【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



ペットはいません。家族ならいですが。

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2011
2011年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

